

## 文部科学省所管独立行政法人の見直し当初案整理表等

- 日本学生支援機構

見直し当初案整理表 ..... P. 1

主務省の政策体系における法人の事務事業の位置付けを示す資料 ..... P. 17

前回の「勧告の方向性」のフォローアップ ..... P. 22

- 国立高等専門学校機構

見直し当初案整理表 ..... P. 25

主務省の政策体系における法人の事務事業の位置付けを示す資料 ..... P. 37

前回の「勧告の方向性」のフォローアップ ..... P. 38

● 大学評価・学位授与機構

見直し当初案整理表 ..... P. 43

主務省の政策体系における法人の事務事業の位置付けを示す資料 ..... P. 64

前回の「勧告の方向性」のフォローアップ ..... P. 67

● 国立大学財務・経営センター

見直し当初案整理表 ..... P. 71

主務省の政策体系における法人の事務事業の位置付けを示す資料 ..... P. 80

前回の「勧告の方向性」のフォローアップ ..... P. 82

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名	独立行政法人 日本学生支援機構			府省名	文部科学省		
沿革	昭和 15. 12 (財) 国際学友会 昭和 19. 4 (特) 日本育英会 昭和 20. 7 (財) 内外学生センター → 独立行政法人日本学生支援機構 昭和 31. 6 (財) 関西国際学友会 昭和 32. 3 (財) 日本国際教育協会			平成 16. 4			
中期目標期間	第 1 期：平成 16 年度～20 年度 第 2 期：平成 21 年度～25 年度						
役員数及び職員数 (平成25年1月1日現在) ※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。	役員数 (うち、監事の人数)			職員の実員数			
	法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数	常勤職員		非常勤職員	
	7 人 (2 人)	6 人 (1 人)	1 人 (1 人)	4 7 6 人		3 1 9 人	
年 度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(要)	
国からの財政支出額の推移 (単位: 百万円)	一般会計	151, 450	151, 138	144, 218	143, 341	126, 004	157, 696
	特別会計	-	-	-	3, 768	7, 136	7, 115
	計	151, 450	151, 138	144, 218	147, 110	133, 140	164, 811
	うち運営費交付金	18, 282	17, 839	15, 755	15, 119	13, 922	15, 583
	うち施設整備費等補助金	-	-	-	-	-	-
	うちその他の補助金等	133, 168	133, 299	128, 463	131, 991	119, 218	149, 228
うち政府出資金	-	-	-	-	-	-	
支出予算額の推移 (単位: 百万円)	1, 683, 583	2, 117, 237	2, 248, 042	2, 324, 654	2, 465, 301	2, 443, 837	
利益剰余金 (又は繰越欠損金) の推移 (単位: 百万円)	957	4, 367	10, 375	14, 290			
発生要因	旧日本育英会が貸与した奨学金に係る貸倒引当金戻入益 (21 年度 1 億円、22 年度 28 億円、23 年度 55 億円、24 年度 34 億円、21～24 年度累計 119 億円) が主な要因である。						
	見直し内容	引き続き、適正な貸倒引当金を計上するとともに、運営費交付金や自己収入の効率的な予算執行に努める。					
運営費交付金債務残高 (単位: 百万円)	364	162	32	29			
行政サービス実施コストの推移 (単位: 百万円)	135, 567	115, 640	102, 372	94, 579	(見込み) 80, 609	(見込み) 112, 280	

<p>見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び改善見込み額</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 奨学金貸与事業については、学生等の奨学金に対するニーズ等に適応できるよう充実を図っているところであるが、事業の円滑な実施を図るためにも、確実な返還金の回収に努めつつ、事業の効率化、合理化、経費の削減の観点から、競争入札による民間委託を推進し、計画的な返還促進を図ること等により、行政サービス実施コストの改善に取り組む。</li> <li>・ 日本留学試験の受験料等の自己収入の増加及び料金見直しによる収支改善を図るとともに、施設の管理・運営業務の競争入札による外部委託等を通じて効率化を図ることにより、行政サービスコストの改善に取り組む。</li> <li>・ 事業の効率化、合理化、経費の削減の観点から、業務内容等を精査し、個別事業について効果を検証しつつ一層合理的かつ効果的な在り方を検討することにより、行政サービス実施コストの改善に取り組む。</li> </ul>																					
<p>中期目標の達成状況 (業務運営の効率化に関する事項等) (平成 24 年度実績)</p>	<p><b>【業務運営の効率化に関する事項】</b></p> <p>(1) 一般管理費削減の進捗状況</p> <p>○目標：一般管理費（人件費を含み、公租公課及び土地借料を除く。）は、平成 20 年度予算を基準として、中期目標期間中、16%以上、業務経費（人件費を含み、奨学金貸与業務経費を除く。）に関しては、平成 20 年度予算を基準として、その 9%以上を削減する。</p> <p>実績：平成 24 年度においては目標を達成している。各年度の実績は以下のとおりである。</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="645 911 2096 1118"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 20 年度 (予算)</th> <th>平成 21 年度 (実績)</th> <th>平成 22 年度 (実績)</th> <th>平成 23 年度 (実績)</th> <th>平成 24 年度 (実績)</th> <th>平成 20 年度予算に 対する削減割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費（人件費含む）</td> <td>1,947,802</td> <td>1,752,834</td> <td>1,641,441</td> <td>1,579,499</td> <td>1,632,064</td> <td>16.2%</td> </tr> <tr> <td>業務経費（事業系の人件費含む）</td> <td>14,935,039</td> <td>14,000,645</td> <td>13,411,056</td> <td>12,257,795</td> <td>10,880,680</td> <td>27.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 奨学金貸与事業における事業規模の推移を踏まえた費用の効率化の状況</p> <p>○目標：奨学金貸与業務に関する費用については、返還金の確保等に最大限努めつつ、平成 20 年度予算を基準として、中期目標期間中、返還金回収事務処理費等（ただし、奨学金貸与事務処理費、奨学金業務システム運用経費及び平成 21 年度コールセンター開設及び運営経費を含む。）の伸び率が期首要回収額の伸び率を下回ることをとする。</p>	区分	平成 20 年度 (予算)	平成 21 年度 (実績)	平成 22 年度 (実績)	平成 23 年度 (実績)	平成 24 年度 (実績)	平成 20 年度予算に 対する削減割合	一般管理費（人件費含む）	1,947,802	1,752,834	1,641,441	1,579,499	1,632,064	16.2%	業務経費（事業系の人件費含む）	14,935,039	14,000,645	13,411,056	12,257,795	10,880,680	27.1%
区分	平成 20 年度 (予算)	平成 21 年度 (実績)	平成 22 年度 (実績)	平成 23 年度 (実績)	平成 24 年度 (実績)	平成 20 年度予算に 対する削減割合																
一般管理費（人件費含む）	1,947,802	1,752,834	1,641,441	1,579,499	1,632,064	16.2%																
業務経費（事業系の人件費含む）	14,935,039	14,000,645	13,411,056	12,257,795	10,880,680	27.1%																

実績：各年度とも目標を達成している。実績は以下のとおりである。

(単位：百万円、%)

区分	平成 20 年度 (予算)	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
期首要回収額	341,677	-	-	-	-
各年度における平成 25 年度予算額 (予定)	-	571,326	566,203	556,834	535,536
平成 20 年度予算に対する伸び率	-	67.2	65.7	63.0	56.7
返還金回収事務処理費	2,766	3,320	3,931	4,218	3,964
平成 20 年度予算に対する伸び率	-	20.0	42.1	52.5	43.3

### (3) 人件費の削減状況

○目標：人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成 18 年法律第 47 号)等(※)を踏まえ、平成 18 年度以降の 5 年間で国家公務員に準じた人件費削減を行うとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成 18 年 7 月 7 日閣議決定)に基づき、人件費改革の取組を平成 23 年度まで継続するものとする。

※平成 22 年度までに平成 17 年度人件費を 5%以上削減する。

実績：平成 21 年度に目標を達成した。実績は以下のとおりである。

(単位：千円、%)

区分	平成 17 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
人件費決算額	4,253,487	3,485,812	3,449,879	3,448,857	3,208,427
対 17 年度人件費削減率	-	18.0	18.9	18.9	24.6
対 17 年度人件費削減率 (補正值)	-	16.3	15.7	15.5	21.1

※人件費削減率(補正值)とは、「行政改革の重要方針」(平成 17 年 12 月 24 日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分の増減率を除いた削減率である。

(4) 職員数の削減状況

○目標：平成 25 年度までに、前中期計画開始時の職員数と比べ、1 割程度の職員数を削減する。

※第 1 期開始時：542 名 平成 25 年度末予定：487 名

実績：各年度とも目標を達成している。実績は以下のとおりである。

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
職員数	445 人	461 人	482 人	475 人

(注) 上表は、各年度 3 月末実績である。

**【国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項】**

(1) ホームページの年間アクセス数

○計画：ホームページについては、年間アクセス件数 2,600 万件以上を確保するとともに、利用者にとっての利便性向上を図る。

実績：各年度とも目標を達成している。実績は以下のとおりである。

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
アクセス件数	46,235,211 件	48,877,534 件	48,081,321 件	59,056,440 件

(2) 返還金の総回収率

○目標：総回収率（当該年度に返還されるべき要回収額に対する回収額の割合）を中期目標期間中に 82%以上にすることを目指す。

実績：平成 24 年度に目標を達成した。実績は以下のとおりである。

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
総回収率	80.0%	80.6%	81.5%	82.1%

(3) リレー口座加入率

○目標：リレー口座（口座振替）加入時期の早期化を図り、新規返還開始者で 95%以上、全体で 80%以上とする。  
実績：各年度とも目標を達成している。実績は以下のとおりである。

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
新規返還開始者	100.0%	99.8%	99.8%	99.8%
全体	93.0%	94.4%	95.7%	96.5%

(4) 大学・大学院等に係る平成 19 年度末 3 ヶ月以上延滞額の削減状況

○目標：大学・大学院等に係る平成 19 年度末の 3 ヶ月以上の延滞額を 3 年間で半減することを目指し、返還金回収方策の強化を図ることにより、前年度比 15%以上削減するよう努める。  
実績：平成 23 年度末までに達成することができなかったが、その後も削減に努めている。実績は以下のとおりである。

区分	平成 19 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
平成 19 年度末延滞額	458 億円	338 億円	304 億円	265 億円	240 億円

(5) 日本留学試験の年間受験者数

○計画：海外の社会情勢、日本における外国人の入国管理行政の状況に特段の変化がない限り、中期目標期間における年間受験者数の平均が、前中期目標期間における年間受験者数の平均を上回ることとする。  
実績：平成 24 年度において目標を達成している。実績は以下のとおりである。

区分	前中期目標期間に おける平均	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	現中期目標期間に おける平均
年間受験者数	36,554 人	44,396 人	46,691 人	38,171 人	31,795 人	40,263 人

(6) 日本語教育センターの学生の受入状況

○目標：私費外国人留学生に係る学生数の縮小を図りつつ、高等専門学校又は専修学校への進学を希望する国費外国人留学生及び外国政府派遣留学生を中心に受入れを行う。

実績：平成 24 年度において目標を達成している。実績は以下のとおりである。

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
受入れ数	455 人	388 人	290 人	327 人
国費外国人留学生	121 人	112 人	58 人	80 人
政府派遣留学生	107 人	71 人	64 人	82 人
私費留学生	227 人	205 人	168 人	165 人

(7) 日本語教育センターの肯定的な評価の割合（満足度）

○計画：卒業予定者に教育内容等に係る満足度に関する調査を行い、回答者の 80%以上から肯定的な評価を得られるようにする。

実績：各年度とも目標を達成している。実績は以下のとおりである。

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
満足度	97%	93%	98%	94%

(8) プラザ平成会議施設の年間稼働率

○計画：東京国際交流館プラザ平成会議施設については、市場化テストの活用、一般競争入札等による民間委託により、年間稼働率（全体及び国際交流に係る催事それぞれ）を平成 21～22 年度については平成 18 年度実績以上を、平成 23～25 年度については平成 20～22 年度の 3 か年実績平均値以上を確保する。

実績：各年度とも目標を達成している。実績は以下のとおりである。

稼働率（機構利用除く）	指標	平成 21 年度	平成 22 年度	指標	平成 23 年度	平成 24 年度
3 階 国際交流会議場&メディアホール	8.0%以上	21.0%	19.8%	20.3%以上	30.7%	30.2%
4 階 会議室 1～5	10.1%以上	19.7%	19.0%	18.8%以上	25.1%	22.7%
稼働率のうち国際交流に係る催事	指標	平成 21 年度	平成 22 年度	指標	平成 23 年度	平成 24 年度
3 階 国際交流会議場&メディアホール	2.1%以上	3.9%	4.3%	5.3%以上	7.5%	6.3%
4 階 会議室 1～5	2.1%以上	3.4%	3.5%	4.0%以上	4.2%	4.2%

(9) 研修参加者の満足度

○計画：各研修会に参加した教職員に対し満足度調査を行い、回答者の 80%以上から肯定的な評価を得られるようにする。

実績：各年度とも目標を達成している。実績は以下のとおりである。

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
研修会全体の平均	94.9%	96.4%	97.4%	98.8%

## Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表

<b>法人名</b>	独立行政法人 日本学生支援機構		<b>府省名</b>	文部科学省		
<b>事務及び事業名</b>	奨学金貸与事業					
<b>事務及び事業の概要</b> (主務省の政策体系における当該事務及び事業の位置付けを図式化した資料を添付)	経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、奨学金の貸与、学生の多様なニーズに対応した奨学金制度の充実、奨学金に関する情報提供の充実、適切な回収を行う。					
<b>事務及び事業に係る予算額</b> (単位：百万円)		<b>22年度</b>	<b>23年度</b>	<b>24年度</b>	<b>25年度</b>	<b>26年度(要求)</b>
	<b>支出予算額</b>	2,101,060	2,231,333	2,308,615	2,449,830	2,418,911
	<b>国からの財政支出額</b>	137,640	130,041	131,967	118,821	141,156
<b>事務及び事業に係る職員数</b> (各年1月1日現在、ただし、25年度は4月1日現在)	常勤	237人	253人	253人	255人	-
	非常勤	136人	147人	145人	129人	-
<b>事務及び事業の見直しに係る具体的措置</b> (又は見直しの方向性)	<p>○真に奨学金を必要とする者への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・真に奨学金の必要な学生等へ支援するため、学生等の採用状況等を踏まえつつ、貸与基準等の不断の検証を行う。</li> <li>・大学等との一層の連携により、奨学生としての資格を確認するとともに、奨学金の必要性等を自ら判断させるための指導を行う等、厳格な適格認定の実施を図る。</li> </ul> <p>『「財政制度等審議会財政投融资分科会」(H23.11.15)においても各大学において厳格な審査がなされているかどうかを見極めるとともに、審査の充実に向けた取組が必要との指摘。』</p> <p>○返還金の回収及び返還困難者に対する対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・返還者に関する情報の調査・分析を充実・強化し、これを踏まえた適切な返還金の回収を行う。</li> <li>・初期延滞において督促の集中的実施を行うほか、中長期延滞においてもサービサーの活用、法的処理等の実施により返還金の回収に努め、単年度の実績がより明確になるよう次の2つの目標を設定し評価を行う。             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 当年度分の回収(返還)率(新規の延滞抑制の指標)</li> <li>(2) 既延滞分の延滞額又は回収(返還)額(延滞債権の削減の指標)</li> </ul> </li> <li>・<u>所得の捕捉等が可能となることを前提とした、柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」の導入</u>に向けて事務の見直しを含めた準備を行い、適切に実施する。</li> </ul> <p>『「第二期教育振興基本計画」(H25.6.14閣議決定)においても同様の指摘。』</p>					

	<p>○奨学金制度の情報提供の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・奨学金制度に関する積極的な情報提供を行い、奨学金制度への理解の促進と返還意識の涵養等を図る。また、大学等に対する研修会等を通じて、大学等との一層の連携を図る。</li> </ul>
<p>上記措置を講ずる理由</p>	<p>上記の具体的措置については、以下の指摘を踏まえてのものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸与基準等の検証～ 「独立行政法人日本学生支援機構の在り方に関する有識者検討会報告書」(H24.9.12 文部科学省)</li> <li>・厳格な適格認定の実施～「財政制度等審議会財政投融资分科会」(H23.11.15)</li> <li>・返還者に関する情報の調査・分析を踏まえた返還金の回収～ 「独立行政法人日本学生支援機構の在り方に関する有識者検討会報告書」(H24.9.12 文部科学省)</li> <li>・回収率指標～「平成24年度返還促進策等検証委員会報告書」(H25.3.29)</li> <li>・所得連動返還型奨学金制度の導入～「第二期教育振興基本計画」(H25.6.14 閣議決定)</li> <li>・大学と連携した返還意識の涵養～ 「奨学金事業運営の在り方に関する有識者による検証意見まとめ」(H22.9.2 文部科学省)</li> </ul> <p>これらの指摘に鑑み、意欲と能力のある学生が経済的な理由により進学・修学を断念することがないよう、奨学金制度の整備・周知を図るとともに、学生等のニーズを踏まえた上で、真に支援を必要とする者に対する適切な貸与、事業の健全性を確保するための適切な返還金回収が行われるよう事業を実施する必要がある。</p>
<p>行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)</p>	<p>奨学金貸与事業については、学生等の奨学金に対するニーズ等に適切に対応できるよう充実を図っているところであるが、事業の円滑な実施を図るためにも、適切な返還金の回収に努めつつ、事業の効率化、合理化、経費の削減の観点から、競争入札による民間委託を推進し、計画的な返還促進を図ること等により、行政サービス実施コストの改善に取り組む。</p>

法人名	独立行政法人 日本学生支援機構		府省名	文部科学省		
事務及び事業名	留学生支援事業					
事務及び事業の概要 (主務省の政策体系における当該事務及び事業の位置付けを図式化した資料を添付)	留学生等に対する奨学金の給付・各種留学生交流プログラムの実施、留学生宿舍の確保支援、日本留学試験等による入学手続きの改善、留学生に対する日本語教育の実施、留学に関する情報の収集・提供等を推進、留学生の質の確保を図るため各種事業の充実を行う。					
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円)		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度(要求)
	支出予算額	15,688	16,282	15,622	15,119	24,554
	国からの財政支出額	13,010	13,750	14,726	13,967	23,283
事務及び事業に係る職員数 (各年1月1日現在、ただし、25年度は4月1日現在)	常勤	92人	85人	82人	86人	-
	非常勤	149人	133人	141人	129人	-
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>○学生の双方向交流の一層の活発化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>我が国の内なるグローバル化に資するよう、外国人留学生と日本人学生等との幅広い交流も充実するため、大学等の枠を超えて、日本人学生と外国人留学生が互いに生活を共にしつつ相互に交流するための「中核的な留学生交流の場」を構築する。</li> <li>国際交流会館については引き続き売却を目指す。ただし、留学生交流の効果を十分に発揮させる上で必要な交流拠点の中核的役割を果たすに相応しい条件を備えた施設があれば、「中核的な留学生交流の場」として活用を図る。</li> </ul> <p>『「独立行政法人の制度及び組織の見直し基本方針」(H24.1.20閣議決定)においても売却を進めている国際交流会館等のうち、やむを得ない事情により売却が困難なものについては、廃止の進め方について現行中期目標期間終了時までには結論を得るとの指摘。』</p> <p>※「平成25年度予算編成の基本方針」(平成25年1月24日閣議決定)において、制度及び組織の見直しの基本方針は、それ以前より決定していた事項を除いて当面凍結することとされた。</p>					

○留学生 30 万人計画の達成に向けた貢献

- ・ 留学前から在学中、帰国後のフォローアップまでの一貫した支援体制を構築 する。  
『「留学生 30 万人計画」骨子（H20. 7. 29 文部科学省ほか関係省庁）においても同様の指摘。』
- ・ 海外留学及び日本留学を促進するため、留学情報の提供を目的としたフェア、セミナー等の説明会を行い、ホームページにおいて最新情報の提供を行うとともに、他機関の海外拠点との連携による海外事務所の情報発信機能の強化を図る。  
『「留学生 30 万人計画」骨子（H20. 7. 29 文部科学省ほか関係省庁）においても日本留学フェア等多様な方法による留学情報の提供の取組を推進、在外公館、独立行政法人の海外事務所、大学等の海外拠点が連携して、海外において、日本留学に係る各種情報を提供との指摘。』
- ・ 日本語教育センターについては、国の留学生政策に柔軟に対応し、人材育成の観点から国際貢献に資するため、私費外国人留学生に係る学生数は抑制しつつ、国費外国人留学生や外国政府派遣留学生を積極的に受入れ、学生及び派遣国等の多様なニーズに応じたきめ細かい教育、日本語教育のモデルとなる質の高い教育を実施する。
- ・ 日本留学試験については、試験実施の公平性及び信頼の確保に努めるとともに、優秀な外国人留学生の受入れを推進する観点から、渡日前入学受入れを含め、日本留学試験の大学等の利用促進に資する方策等の検討を行う。  
『「留学生 30 万人計画」骨子（H20. 7. 29 文部科学省ほか関係省庁）においても日本留学試験の改善や、日本語能力試験、TOEFL、IELTS などの既存の試験を活用した渡日前入学許可を推進との指摘。』
- ・ 高等教育のグローバル化を一層推進する観点から、外国人留学生に対して、国や大学等との連携を密にしつつ、円滑に学資金を支給する。  
『「留学生 30 万人計画」骨子（H20. 7. 29 文部科学省ほか関係省庁）においても国費外国人留学生制度、私費留学生学習奨励費については、その改善を図りつつ活用との指摘。』

○海外留学 12 万人の達成に向けた貢献

- ・ 意欲と能力のある若者全員に留学機会を与えるため、留学生の経済的負担を軽減するための官民が協力した新たな仕組みを実施する。  
『日本再興戦略（H25. 6. 14 閣議決定）においても同様の指摘。』

<p style="text-align: center;"><b>上記措置を講ずる理由</b></p>	<p>上記の具体的措置については、以下の指摘を踏まえてのものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「中核的な留学生交流の場」の構築～ 「独立行政法人日本学生支援機構の在り方に関する有識者検討会報告書」(H24. 9. 12 文部科学省)</li> <li>・一貫した支援体制の構築～ 「独立行政法人日本学生支援機構の在り方に関する有識者検討会報告書」(H24. 9. 12 文部科学省)</li> <li>・留学情報の提供、海外事務所の情報発信機能強化～ 「独立行政法人日本学生支援機構の在り方に関する有識者検討会報告書」(H24. 9. 12 文部科学省)</li> <li>・日本語教育の在り方～ 「独立行政法人日本学生支援機構の在り方に関する有識者検討会報告書」(H24. 9. 12 文部科学省)</li> <li>・日本留学試験の利用促進～「「留学生 30 万人計画」骨子」(H20. 7. 29 文部科学省ほか関係省庁)</li> <li>・外国人留学生に対する学資金支給～「「留学生 30 万人計画」骨子」(H20. 7. 29 文部科学省ほか関係省庁)</li> <li>・官民による留学支援基金～「日本再興戦略」(H25. 6. 14 閣議決定)</li> </ul> <p>また、日本再興戦略（H25. 6. 14 閣議決定）において、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・戦略的な外国人留学生の確保を推進し、優秀な外国人留学生について、2012 年の 14 万人から 2020 年までに 30 万人に倍増させること（「留学生 30 万人計画」の実現）を目指す。</li> <li>・世界に勝てる真のグローバル人材を育てるため、意欲と能力のある若者全員への留学機会の付与等により、2020 年までに日本人留学生を 6 万人(2010 年)から 12 万人へ倍増させることを目指す。</li> </ul> <p>とされており、これに対応する必要もある。</p>
<p style="text-align: center;"><b>行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)</b></p>	<p>日本留学試験の受験料等の自己収入の増加及び料金見直しによる収支改善を図るとともに、施設の管理・運営業務の競争入札による外部委託等を通じて効率化を図ることにより、行政サービスコストの改善に取り組む。</p>

法人名	独立行政法人 日本学生支援機構		府省名	文部科学省		
事務及び事業名	学生生活支援事業					
事務及び事業の概要 (主務省の政策体系における当該事務及び事業の位置付けを図式化した資料を添付)	各大学等が行う各種学生生活支援活動に資するために、学生生活支援に関する有益な活動事例等の情報を収集・分析するとともに、学生生活支援に関する情報の提供、また、各種研修事業等を通して大学等の学生サービスの充実を支援、大学等のニーズをよりの確に把握して、各種事業の充実を行う。					
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円)		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度(要求)
	支出予算額	490	427	416	352	372
	国からの財政支出額	489	427	416	352	372
事務及び事業に係る職員数 (各年1月1日現在、ただし、25年度は4月1日現在)	常勤	31人	28人	29人	28人	-
	非常勤	7人	10人	8人	5人	-
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>○大学等が効果的に学生生活支援を実施するための支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全大学等を通じた学生生活の実態把握や学生支援の取組状況等の情報収集、調査・分析を行うとともに、大学等に対する情報提供を行う。</li> <li>・大学等の学生支援体制の充実・底上げを図るための研修事業を実施する。なお、今後の研修事業の更なる改善・見直しを図るための検証を行うとともに、有料化についての検討を行う。</li> <li>・障害のある学生等、固有のニーズのある学生の支援に資する情報の収集・提供を行う。</li> </ul>					
上記措置を講ずる理由	<p>上記の具体的措置については、以下の指摘を踏まえてのものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実態把握や情報収集、調査・分析～ 「独立行政法人日本学生支援機構の在り方に関する有識者検討会報告書」(H24.9.12 文部科学省)</li> <li>・各大学等における学生生活支援の先進的な事例の収集・提供～ 「独立行政法人日本学生支援機構の在り方に関する有識者検討会報告書」(H24.9.12 文部科学省)</li> <li>・大学等毎の取組には限界のある課題などについての専門的知見の提供～ 「独立行政法人日本学生支援機構の在り方に関する有識者検討会報告書」(H24.9.12 文部科学省)</li> <li>・障害のある学生など固有のニーズのある学生の支援に重点化・集中化～ 「独立行政法人日本学生支援機構の在り方に関する有識者検討会報告書」(H24.9.12 文部科学省)</li> <li>・障害のある学生の修学支援に関する実態調査や研修会の開催等の取組の充実～ 「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告(第一次まとめ)」(H24.12.21.文部科学省)</li> </ul>					

	<p>これらの指摘に鑑み、国の政策立案に資する実態把握や情報収集、調査・分析、情報提供を行うとともに、大学等毎の取組には限界があり各大学等における取組が十分でない課題を厳選し、各大学等の参考となる事例を収集・分析・提供すること等を通じて、各大学等における効果的な取組の実施や望ましい学生支援体制の整備等を促し、各大学等が行う学生支援業務の底上げを図る必要がある。</p>
<p><b>行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)</b></p>	<p>事業の実施に当たり、効率化、合理化、経費の削減の観点から、業務内容等を精査することにより、行政サービス実施コストの改善に取り組む。</p>

### Ⅲ. 組織の見直しに係る当初案整理表

法人名	独立行政法人 日本学生支援機構		府省名	文部科学省
見直し項目	計画的・戦略的な組織改善 効果的な事業実施体制	適正な人員配置	大学等との一層の連携	事務所等の見直し
組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	課題や指摘を経営に取り込み計画的・戦略的な組織改善を実施する。 また、各事業の枠を超え、機構全体としての確で効果的な事業実施体制を構築する。	増大する業務量に応じ、適正な人員配置を行う。	大学等との一層の連携・協同・共有を推進する。	市谷事務所の在り方については、今後の業務量や必要な人員を精査の上、引き続き検討を行う。
上記措置を講ずる理由	大胆な業務方法の見直しなど、一層合理的かつ効果的な組織の在り方を工夫・検討しながら計画的かつ長期的な組織改善を実施する。 また、運営会議等を通じ、各事業を連携して実施することにより、一層効果的な学生支援を行う。	拡大する事業規模に合わせて業務実施方法を見直す等、適正な人員配置の実施により業務体制を確保する。	法人の行う奨学金事業、留学生関係事業及び学生支援事業は、いずれも大学等との密接な連携のもとで推進することが不可欠である。	市谷事務所の在り方について、検討の精度を高めるため、業務量等の新たな要素を加えて検討する。

IV. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る当初案整理表

法人名	独立行政法人 日本学生支援機構		府省名	文部科学省
見直し項目	外部委託の推進	契約の適正化	機械処理化の推進	
運営の効率化及び自律化の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	機構の業務全般について、効果的・効率的な業務の実施が見込まれるものについて競争入札等による民間委託を推進し、業務の効率化を一層推進する。	機構における委託業務等について、一般競争入札等により競争性を高め透明性の確保を図る。	機械処理による業務のシステム化を推進し、業務の効率化を進める。	
上記措置を講ずる理由	事業の効率化・合理化・経費削減の観点から、民間に委ねられる業務については積極的に民間委託を図ることとし、業務内容等を精査し、一層合理的かつ効果的な在り方を工夫・検討しながら計画的に実施する。	一般競争入札の範囲拡大や契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図る。	事務作業の機械処理化を推進し、業務運営の効率化を進める。	

# 日本学生支援機構の行う事務及び事業の位置付け

## 学生支援関連政策における国の責任

●日本国憲法及び教育基本法では、教育の機会均等の実現とそのために必要な教育上の支援及び経済的理由によって修学が困難な者に対する奨学の措置を国が行うことが謳われている。

●「第2期教育振興基本計画」（平成25年6月14日閣議決定）では、今後5年間に実施すべき教育上の方策として、

- ・奨学金制度の充実を図ることにより、安心して教育を受けられる環境を整備する
- ・意欲と能力のある若者全員へ留学機会を付与し、2020年までに日本人留学生を6万人から12万人に倍増させるとともに、「留学生30万人計画」の実現を目指す
- ・学生等の就職・採用活動を支援するため、大学等における体制整備を促進することとされている。

●「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）では、

- ・若者等が経済状況にかかわらず大学等で学ぶことができるよう、奨学金制度を充実する
- ・意欲と能力のある若者全員へ留学機会を付与し、2020年までに日本人留学生を6万人から12万人に倍増させるとともに、「留学生30万人計画」の実現を目指すことが明記されている。

## 独立行政法人 日本学生支援機構

我が国唯一の学生支援ナショナルセンターとして、国の施策と密接に連携しつつ、奨学金貸与事業、留学生支援事業及び学生生活支援事業を総合的に実施。

### 奨学金貸与事業

教育の機会均等に寄与するために学資の貸与  
その他学生等の修学の援助

### 留学生支援事業

留学生交流の推進を図るための事業

### 学生生活支援事業

大学等が学生等に対して行なう修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導についての支援

我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与

**第二期教育振興基本計画及び日本再興戦略における  
学生支援関連部分（抜粋）**

**教育振興基本計画（抜粋）**

平成25年6月14日閣議決定

**（奨学金該当部分抜粋）**

**第2部 今後5年間に実施すべき教育上の方策**

～四つの基本的方向性に基づく，8の成果目標と30の基本施策～

I 四つの基本的方向性に基づく方策

1. 社会を生き抜く力の養成

基本施策13 キャリア教育の充実，職業教育の充実，社会への接続支援，産学官連携による中核的専門人材，高度職業人の育成の充実・強化

13-5 社会人の学び直しの機会の充実

・スキルアップ・職種転換などのキャリアアップや再就職（出産等により一度離職した女性の再就職など）などの再チャレンジを目指す社会人の学び直しをはじめ，多様なニーズに対応した教育の機会を充実するなど，大学・大学院・専門学校等の生涯を通じた学びの場としての機能を強化する。このような観点から，イノベーションの創出を支えるプログラムや，就職や円滑な転職等につながるような実践的なプログラムを教育機関と産業界等との協働により開発することを通じて，大学・大学院・専門学校等における社会人の受入れ等を推進する。また，社会人の大学等での学習については，時間的・経済的制約が課題となっている状況を踏まえ，企業等の理解の促進や奨学金制度の弾力的運用を含め，環境整備を行う。さらに，時間的・空間的制約がなく学ぶことが可能な放送大学をはじめとした通信教育を行う大学における科目の充実等を一層進める。

3. 学びのセーフティネットの構築

成果目標6（意欲ある全ての者への学習機会の確保）

基本施策17 教育費負担の軽減に向けた経済的支援

17-4 大学・専門学校等に係る教育費負担軽減

・意欲と能力のある学生等が経済的理由により修学を断念することなく安心して学べるよう，授業料減免や学生等に対する奨学金などにより，大学・短期大学生，高等専門学校生，専門学校生等に対する修学支援を推進する。学生等に対する奨学金については，平成24年度から導入した「所得連動返済型の無利子奨学金制度」を着実に実施するとともに，無利子奨学金について，本人の所得の捕捉が可能となる環境の整備を前提に，現行の一定額を返還する制度から，卒業後の所得水準に応じて毎年の返還額を決める制度への移行や延滞金の賦課率の見直し等，学生等の経済的支援の在り方について検討し，奨学金制度の充実を図ることにより，安心して教育を受けられる環境を整備する。

#### 17-5 東日本大震災により被災した子ども・若者への就学支援

・経済的に就園・就学が困難な幼児への就園支援，小・中学生に対する学用品費等の援助，高校生・大学生等に対する奨学金支給，特別支援学校等に在籍する児童生徒等への就学奨励，大学・短期大学生，高等専門学校生及び専修学校生・各種学校生の授業料減免などを実施するための経費を，被災地の実情・ニーズを踏まえ，支援する。また，スクールバスの購入費や，経済的に困難な児童生徒に対する通学費などの支援を行う。

### (留学支援該当部分抜粋)

#### 第2部 今後5年間に実施すべき教育上の方策

～四つの基本的方向性に基づく，8の成果目標と30の基本施策～

##### I 四つの基本的方向性に基づく方策

##### 2. 未来への飛躍を実現する人材の養成

基本施策16 外国語教育，双方向の留学生交流・国際交流，大学等の国際化など，グローバル人材育成に向けた取組の強化

#### 16-2 高校生・大学生等の留学生交流・国際交流の推進

・日本人の海外留学者数の大幅な増加(2020年を目途に日本の海外留学生数を倍増(大学等：6万人から12万人，高校：3万人から6万人))を目指し，高校，大学等における留学機会を，将来グローバルに活躍する意欲と能力ある若者全員に与えるため，留学生の経済的負担を軽減するための寄附促進，給付を含む官民が協力した新たな仕組みを創設する。また，地域や高校，大学等における留学情報の収集・提供等の強化を実施するとともに，関係府省と連携し，就職・採用活動開始時期を変更し，留学しやすい環境を整備する。

さらに，様々な交流機会の提供(外国人留学生と日本人学生・若手社会人との知的交流の促進等)や，子どもたちに国際的な視野を持たせ，留学への機運を醸成する取組の充実等を図る。

・「留学生30万人計画」の実現を目指し，大学等の国際化に向けた体制整備，奨学金等の経済的支援，海外拠点を活用した留学フェア等の実施，外国人留学生に対する生活・就職支援等の充実による戦略的な外国人留学生の確保を推進するとともに，留学経験者の把握等ネットワークを強化するなど，優秀な外国人留学生の受入れを促進する。

### (学生支援該当部分抜粋)

基本施策13 キャリア教育の充実，職業教育の充実，社会への接続支援，産学官連携による中核的専門人材，高度職業人の育成の充実・強化

#### 13-4 社会への接続支援

・学生等の就職・採用活動を支援するため，関係府省と連携しつつ，大学等における体制整備（就職相談員の配置やジョブサポーターとの連携強化，大学等内へのジョブサポーター相談窓口の設置・出張相談の強化等）や，就職・採用活動の環境整備（就職・採用活動開始時期の変更や通年採用等の導入など採用慣行の適正化へ向けた取組の推進や既卒3年新卒扱いの標準化，大学における学修成果の適切な評価等）等を促進する。

## 日本再興戦略-JAPAN is BACK- (抜粋)

平成25年6月14日閣議決定

### (奨学金該当部分抜粋)

#### 第II. 3つのアクションプラン

- 一. 日本産業再興プラン
2. 雇用制度改革・人材力の強化
  - ⑤若年・高齢者等の活躍推進

#### ○若者の活躍推進

- ・インターンシップに参加する学生の数の目標設定を行った上で、地域の大学等と産業界との調整を行う仕組みを構築し、インターンシップ、地元企業の研究、マッチングの機会の拡充を始め、キャリア教育から就職まで一貫して支援する体制を強化する。(略)さらに、若者等が経済状況にかかわらず大学等で学ぶことができるよう、奨学金制度を充実する。
- ・大学、大学院、専門学校等が産業界と協働して、高度な人材や中核的な人材の育成等を行うオーダーメイド型の職業教育プログラムを新たに開発・実施するとともに、プログラム履修者への支援を行うなど、社会人の学び直しを推進する。(略)また、若者等の学び直しの支援のための奨学金制度の弾力的運用や雇用保険制度の見直し等を行う。

## (留学支援該当部分抜粋)

### 第II. 3つのアクションプラン

- 一. 日本産業再興プラン
2. 雇用制度改革・人材力の強化
  - ⑤若年・高齢者等の活躍推進

#### ○若者の活躍推進

- ・学修時間の確保、留学等促進のための、2015 年度卒業・修了予定者からの就職・採用活動開始時期変更（広報活動は卒業・修了年度に入る直前の 3 月 1 日以降に開始し、その後の採用選考活動については、卒業・修了年度の 8 月 1 日以降に開始）について、中小企業の魅力発信等、円滑な実施に向けた取組を行う。

(略)

#### ⑦グローバル化等に対応する人材力の強化

世界に勝てる真のグローバル人材を育てるため、「教育再生実行会議」の提言を踏まえつつ、国際的な英語試験の活用、意欲と能力のある若者全員への留学機会の付与、及びグローバル化に対応した教育を牽引する学校群の形成を図ることにより、2020 年までに日本人留学生を 6 万人(2010 年)から 12 万人へ倍増させる。優秀な外国人留学生についても、2012 年の 14 万人から 2020 年までに 30 万人に倍増させること（「留学生 30 万人計画」の実現）を目指す。

#### ○意欲と能力のある若者全員への留学機会の付与

- ・高校・大学等における留学機会を、将来グローバルに活躍する意欲と能力のある若者全員に与えるため、留学生の経済的負担を軽減するための寄附促進、給付を含む官民が協力した新たな仕組みを創設する。また、支援策と併せて、姉妹校締結や海外の大学と単位互換の取組等、大学の教育環境整備を進めるなど、必要な措置をパッケージとして講ずるための具体策を本年 8 月末までに検討を進め結論を得た上で、概算要求等に反映させる。

(略)

- ・留学機会の確保と併せ、優秀な外国人留学生獲得のための海外の重点地域を選定し、大学等の海外拠点の強化や支援の充実による戦略的な外国人留学生の確保を推進するとともに、留学経験者の把握等ネットワークを強化するなど、優秀な外国人留学生の受入れを促進する。

V 前回の「勧告の方向性」における主な指摘事項の措置状況(平成 25 年8月現在)

文部科学省所管(5法人)			
整理 番号	法人名 (注1)	「勧告の方向性」における主な指摘事項	措置状況 (①措置済み、②対応中、③未措置) (注2)
2	日本学生支援機構 (18)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 奨学金貸与事業における回収強化等</li> </ul>	<p>① 機構に設置した学校関係者、学識経験者、金融関係者、法曹関係者等による「奨学金の返還促進に関する有識者会議」において、奨学金の効果的な回収方策等について検討を進め、報告書を取りまとめた(「日本学生支援機構の奨学金返還促進策について」平成 20 年 6 月 10 日)。同報告書の提言を踏まえ法的措置の徹底、民間委託の推進、個人情報報機関の活用などの改善方策を平成 20 年度から順次実施するとともに、第 2 期中期目標・中期計画(平成 21 年度～25 年度)等に反映させた。</p> <p>返還金の回収状況については、平成 21 年度に設置した外部有識者等による「返還促進策等検証委員会」において、外部シンクタンクによる分析を活用しつつ、返還促進等の取組の効果等を検証し、その結果を「奨学金の返還促進に関する有識者会議」報告書及び「独立行政法人日本学生支援機構の奨学金事業運営の在り方に関する有識者による検証意見まとめ」(平成 22 年 9 月、文部科学省)において提言された各種改善方策の実施に反映している。</p> <p>平成 24 年度に文部科学省に設置された「独立行政法人日本</p>

			<p>学生支援機構の在り方に関する有識者検討会」が取りまとめた報告書の指摘を踏まえ、平成 25 年度に債権回収の適切性等を検証するとともに必要な改善策等を検討することを目的とし、既存の「返還促進策等検証委員会」を一層充実させ「債権管理・回収等検証委員会」を設置した。</p> <p>機関保証業務については、平成 20 年度に外部有識者を含む「機関保証制度検証委員会」を設置し、それまでの委員会における報告を踏まえた取組状況や、蓄積された制度利用者に係る実績データを基に、機関保証の妥当性にかかる分析結果を毎年度厳格に検証している。</p>
	<p>● 国際交流会館の新設停止等</p>		<p>② 保有する国際交流会館等については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）を受け、大学・民間等を対象に施設売却についての一般競争入札を実施し、平成 23 年度中に一般競争入札により譲渡先が決定した仙台第一（宮城県仙台市）、仙台第二（宮城県仙台市）、駒場（東京都目黒区）、祖師谷（東京都世田谷区）、大阪第一（1 号館）（大阪府吹田市）、大阪第一（2 号館）（大阪府吹田市）、大阪第二（大阪府大阪市）、広島（広島県広島市）の各国際交流会館については平成 23 年度末で廃止した。</p> <p>売却が困難な札幌、金沢、兵庫、福岡及び大分の各国際交流会館並びに東京国際交流館については、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成 24 年 1 月 20 日閣議決定）において「やむを得ない事情により売却が困難なものについては廃止の進め方について現行中期目標期間終</p>

			<p>了時まで結論を得る」こととされていることを踏まえ、売却条件について大学や地権者の協力を得るなど、引き続き売却努力を続けるとともに、当面、廃止の進め方についての検討を行う間、資産の有効活用の観点から、利用大学の運営へのより主体的な関与を得るよう努めるなどの措置を講じ、今後の在り方等について大学や地権者等関係機関との協議を積極的に行っている。</p> <p>※「平成 25 年度予算編成の基本方針」（平成 25 年 1 月 24 日閣議決定）において、制度及び組織の見直しの基本方針は、それ以前より決定していた事項を除いて当面凍結することとされた。</p> <p>なお、「独立行政法人日本学生支援機構の在り方に関する有識者検討会報告書」（H24.9.12 文部科学省）における「留学生交流の効果を十分に発揮させる上で必要な交流の中核的拠点の役割を果たすにふさわしい条件を備えた施設があれば「中核的な留学生交流の場」として再構築も視野に入れるべきである。」との提言を受け、相応しい条件を備えた施設について、「中核的な留学生交流の場」として活用することを検討している。</p>
--	--	--	--

(注1)「法人名」欄における括弧書きの数字は、見直し実施年度を示す。

(注2)措置状況には、具体的措置内容や措置時期を記載する。未措置の場合には、その理由を記載する。

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名		国立高等専門学校機構			府省名	文部科学省	
沿革		昭和37年12校（函館、旭川、福島、群馬、長岡、沼津、鈴鹿、明石、宇部、高松、新居浜、佐世保）を設置 昭和38年12校（八戸、宮城、鶴岡、長野、岐阜、豊田、津山、阿南、高知、有明、大分、鹿児島）を設置 昭和39年12校（苫小牧、一関、秋田、茨城、富山、奈良、和歌山、米子、松江、呉、久留米、都城）を設置 昭和40年7校（釧路、小山、東京、石川、福井、舞鶴、北九州）を設置 昭和42年6校（木更津、富山商船、鳥羽商船、広島商船、大島商船、弓削商船）を設置 昭和46年3校（仙台電波、詫間電波、熊本電波）を設置 昭和49年2校（徳山、八代）を設置 平成14年1校（沖縄）を設置 平成16年 独立行政法人国立高等専門学校機構発足 平成21年8校（宮城、仙台電波、富山、富山商船、高松、詫間電波、八代、熊本電波）を高度化再編し4校（仙台、富山、香川、熊本）を設置					
中期目標期間		第1期：平成16年～20年度、 第2期：平成21年度～25年度					
役員数及び職員数 (平成25年5月1日現在) ※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。		役員数（うち、監事の人数）			職員の実員数		
		法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数	常勤職員		非常勤職員
		9人（2人）	6人（0人）	3人（2人）	6,303人		3,712人
年度		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度(要)
国からの財政支出額の推移 (単位：百万円)	一般会計	68,078	67,660	65,064	63,370	58,825	65,207
	特別会計	0	0	0	1,141	51	33
	計	68,078	67,660	65,064	64,511	58,876	65,240
	うち運営費交付金	66,982	66,281	63,854	63,005	58,051	62,385
	うち施設整備費等補助金	1,095	1,379	1,210	1,506	826	2,856
	うちその他の補助金等	0	0	0	0	0	0
	うち政府出資金	0	0	0	0	0	0
支出予算額の推移 (単位：百万円)		83,908	84,114	84,321	81,663	110,537	81,685
利益剰余金（又は繰越欠損金）の推移 (単位：百万円)		457	636	366	455		
発生要因		利益剰余金の一部は、授業料等の自己収入によって生じた利益であり、中期目標期間の最終年度（平成25年度）終了後に国庫納付を予定している。その他の利益剰余金は、受託研究等収入等により取得した固定資産にかかる減価償却費等の費用と当該費用に対応する収益とが異なる事業年度に計上されるなどの会計制度上により生じた利益であり、減価償却費					

		等の費用の発生に応じて翌事業年度以降、利益剰余金の取崩しを行うことを予定している。					
	<b>見直し内容</b>	独立行政法人会計基準に基づき、引き続き適切な利益の計上を行う。					
<b>運営費交付金債務残高</b> (単位:百万円)	395	1,029	1,129	881			
<b>行政サービス実施コストの推移</b> (単位:百万円)	80,026	75,492	74,933	68,826	(見込み) 97,174	(見込み) 68,389	
<b>見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び改善見込み額</b>	<p>共同研究・受託研究等産学連携収入および間接経費収入等自己収入の増加、さらには共同調達の推進等スケールメリットを活かした取組や一般管理業務のアウトソーシングの導入等業務運営の効率化による費用の見直し・削減が見込まれるが、高等専門学校教育の更なる充実・高度化に必要な経費が発生することを考慮した場合、行政サービス実施コストに与える影響を現時点で改善見込額として具体的に示すのは困難である。</p>						
<b>中期目標の達成状況 (業務運営の効率化に関する事項等) (平成24年度実績)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中期目標期間中は、毎年度総合評価は「A」であった。毎年度の業務実績評価については、「教育の質の向上及び改善のためのシステム」については毎年度「S」であったが、「入学者の確保」の項目については平成21、22、24年度の評価は「B」であった。</li> <li>・一般管理費（人件費を除く。）については、中期目標期間中に毎年度3%の効率化を行う予定としており、着実に達成している。</li> <li>・人件費については、当機構のラスパイレス指数は87.4（平成24年）で、給与水準は高等専門学校の立地条件等に応じた適正なものとなっている。</li> <li>・高専教育の改善に関する取組として、国立高専の全ての学生に到達させることを目標とする最低限の能力水準・修得内容である「コア（ミニマムスタンダード）」と、より高度な社会的要請に応じて高専教育の一層の高度化を図るための指針となる「モデル」を提示したモデルコアカリキュラム（試案）を策定した。</li> </ul>						

## Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表

法人名	国立高等専門学校機構				府省名	文部科学省
事務及び事業名	教育に関する事項					
<b>事務及び事業の概要</b> (主務省の政策体系における当該事務及び事業の位置付けを図式化した資料を添付)	<p>実験・実習・実技を通して早くから技術に触れさせ、技術に興味・関心を高めた学生に科学的知識を教え、さらに高い技術を理解させるという高等学校や大学とは異なる特色ある教育課程を通し、製造業を始めとする様々な分野において創造力ある技術者として将来活躍するための基礎となる知識と技術、さらには生涯にわたって学ぶ力を確実に身に付けさせることができるように、各高専の教育実施体制を整備する。</p>					
<b>事務及び事業に係る予算額</b> (単位：百万円)		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度(要求)
※学校運営を行う基盤的経費があり、教育に関する事項に支出する経費を算出することが困難なため、全支出予算額や国からの財政支出額を計上している。	<b>支出予算額</b>	84,114	84,321	81,663	110,537	75,681
	<b>国からの財政支出額</b>	67,660	65,064	64,511	58,876	65,240
<b>事務及び事業に係る職員数</b> (各年5月1日現在)	常勤	6,307人	6,302人	6,286人	6,303人	-
※基本的には全ての職員が関係する業務を行っているため、全教職員数を計上している。	非常勤	3,425人	3,471人	3,496人	3,712人	-
	<p><b>事務及び事業の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)</b></p> <p>○入学者の確保 中学生・保護者・教員等へのPR活動を引き続き活発に展開し、特に女子学生の志願者確保に向けた広報等の取組みを積極的に行い、入試方法の改善及び学生寮の整備等を推進することにより、学力等において十分な素質を持った入学者を確保する。</p> <p>○教育の質の向上及び改善のためのシステム 全高専が利用できる教材の共有化を進めるとともに、学生の主体的な学びを実現するICT教育環境を整備することにより、第2期中期目標期間に策定した「モデルコアカリキュラム(試案)」の導入加速化と質保証を推進する。</p> <p>○教育環境の整備・活用 積極的に耐震化を実施してきた結果、耐震化率96.9%(H25.5.1現在)(速報値)に至る。引き続き、重点的に耐震化を推進するとともに、PCB汚染物等の廃棄処理等を行い、安全で快適な教育環境を確保する。</p>					

<p>上記措置を講ずる理由</p>	<p>○入学者の確保  今後、中学校卒業者の減少が見込まれるが、高専に対する学生等の認知度・理解度の向上に向けた取組を更に充実させるとともに、理系に少ないとされる女子学生の掘り起こしなどの対策を行うことで、中学校卒業者に占める志願者の一定の割合を維持し、実践的創造的技術者の育成を行うとともに、将来技術者不足が予想される我が国の均衡ある発展に貢献する必要がある。</p> <p>○教育の質の向上及び改善のためのシステム  高専機構が設置運営する国立高等専門学校は、これまで高度な専門知識と実践力を身につけた優秀な技術者を数多く社会へ輩出し、社会から高い評価を受けてきた。近年のグローバル化の進展に伴い、産業構造・就業構造が大きく変化する中で、新たな産業界のニーズに応える優秀なエンジニアの養成に向けた教育改革を積極的に進める必要があり、社会や産業界の状況を踏まえながら、高専全体の教育研究リソースを集積させた共通基盤の構築や、学科再編等を推進すること等により、質の保証とともに個性的で創造性豊かな高専教育の展開を図る必要がある。</p> <p>○教育環境の整備・活用  学生たちの安全を確保するため、また「第3次国立大学法人等施設整備5か年計画」（平成23年8月26日文科科学大臣決定）においても「建物の耐震化については本計画期間内で完了させる」とされていることから、平成27年度までに耐震化を完了させる。また、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法」（平成13年6月22日法律第65号）において、政令で定める期間（平成39年3月31日）内に処分しなければならないとされているところから、速やかにPCB汚染物等の廃棄処理を実施する。これらの整備等により、教育研究に支障が生じないよう安全で快適な教育環境を確保する。</p>
<p>行政サービス実施コストに与える影響  (改善に資する事項)</p>	<p>毎年の業務運営効率化により人件費、業務経費等の削減が見込まれるが、高等専門学校教育の更なる充実・高度化に必要な経費が発生することを考慮した場合、行政サービス実施コストに与える影響を現時点で改善見込額として具体的に示すのは困難である。</p>

## Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表

法人名	国立高等専門学校機構		府省名	文部科学省		
事務及び事業名	研究、社会との連携に関する事項					
<b>事務及び事業の概要</b> (主務省の政策体系における当該事務及び事業の位置付けを図式化した資料を添付)	<p>教育内容を技術の進歩に即応させるとともに教員自らの創造性を高めるため、各高専における研究活動を活性化させる方策を講じる。</p> <p>国立高等専門学校の持つ知的資源を活用して、地域を中心とする産業界や地方公共団体との共同研究・受託研究への積極的な取り組みを促進するとともに、その成果の知的資産化に努める。</p> <p>各高専における共同研究などの成功事例を広く公開する。また、地域の生涯学習機関として公開講座を充実させる方策を講じる。</p>					
<b>事務及び事業に係る予算額</b> (単位：百万円)		<b>22年度</b>	<b>23年度</b>	<b>24年度</b>	<b>25年度</b>	<b>26年度(要求)</b>
※学校運営を行う基盤的経費があり、研究や社会との連携に関する事項に支出する経費を算出することが困難なため、全支出予算額や国からの財政支出額を計上している。	<b>支出予算額</b>	84,114	84,321	81,663	110,537	75,681
	<b>国からの財政支出額</b>	67,660	65,064	64,511	58,876	65,240
<b>事務及び事業に係る職員数</b> (各年5月1日現在)	常勤	6,307人	6,302人	6,286人	6,303人	-
※基本的には全ての職員が関係する業務を行っているため、全教職員数を計上している。	非常勤	3,425人	3,471人	3,496人	3,712人	-
	<p><b>事務及び事業の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)</b></p> <p>【研究に関する事項】 産学連携、地域連携を通して産業界や地方公共団体との関係を強化し、共同研究・受託研究等を推進することにより、高専教員等の持つノウハウなど知的資源の社会的活用を拡充するとともに、科研費補助金・共同研究・受託研究を積極的に獲得するなど、外部資金の獲得に努める。</p> <p>【社会との連携に関する事項】 社会や企業等の協力を得て、各高専や機構本部が展開する実践的創造的な教育「共同教育」を推進・充実する。</p>					
<b>上記措置を講ずる理由</b>	<p>【研究に関する事項】 「高等専門学校教育の充実について」(平成20年12月24日中央教育審議会答申)に基づき、引き続き共同研究等を積極的に推進することで、高専と地域社会との連携強化を図る必要がある。</p>					

	<p><b>【社会との連携に関する事項】</b></p> <p>高専機構では、各高専がそれぞれの地域性や特色、立地条件等に応じ、多様な実践的人材育成を行うだけでなく、産業ニーズの変化や技術の高度に対応した創造的人材育成を行うために、共同教育を推進しており、カリキュラムの開発、教材の開発、企業への長期派遣による教員の研修、企業からの教員派遣、共同研究を通じた学生派遣、長期インターンシップ、さらには小規模企業に対する学生による課題発見・解決策提案活動等、様々な形態での共同教育の展開を図ることで、ものづくり技術力の継承・発展を担いイノベーション創出に貢献する技術者等を輩出していくことが重要である。</p>
<p><b>行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)</b></p>	<p>共同研究・受託研究等産学連携収入および間接経費収入等自己収入の増加が見込まれるが、高等専門学校教育の更なる充実・高度化に必要な経費が発生することを考慮した場合、行政サービス実施コストに与える影響を現時点で改善見込額として具体的に示すのは困難である。</p>

## Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表

<b>法人名</b>	国立高等専門学校機構			<b>府省名</b>	文部科学省	
<b>事務及び事業名</b>	国際交流等に関する事項					
<b>事務及び事業の概要</b> (主務省の政策体系における当該事務及び事業の位置付けを図式化した資料を添付)	安全面に十分な配慮をしつつ、教員や学生の国際交流への積極的な取り組みを推進する。また、留学生の受入れについては、「留学生30万人計画」の方針の下、留学生受入れ拠点を整備するなど、受入れの推進及び受入数の増大を図るとともに、留学生が我が国の歴史・文化・社会に触れる機会を組織的に提供する。					
<b>事務及び事業に係る予算額</b> (単位：百万円)		<b>22年度</b>	<b>23年度</b>	<b>24年度</b>	<b>25年度</b>	<b>26年度(要求)</b>
支出予算額		84,114	84,321	81,663	110,537	75,681
国からの財政支出額		67,660	65,064	64,511	58,876	65,240
※学校運営を行う基盤的経費があり、国際交流等に関する事項に支出する経費を算出することが困難なため、全支出予算額や国からの財政支出額を計上している。						
<b>事務及び事業に係る職員数</b> (各年5月1日現在)	常勤	6,307人	6,302人	6,286人	6,303人	-
	非常勤	3,425人	3,471人	3,496人	3,712人	-
※基本的には全ての職員が関係する業務を行っているため、全教職員数を計上している。						
<b>事務及び事業の見直しに係る具体的措置</b> (又は見直しの方向性)	海外の教育機関との相互交流を推進するとともに、優れたグローバルエンジニアを養成するためのモデル校を開発・実施検証する。					
<b>上記措置を講ずる理由</b>	高専教育の大きな課題の一つである英語力や国際コミュニケーション力について、教育内容・方法の改善とともに、留学生交流や海外教育機関との相互交流など国際交流・協働活動を充実するとともに、10代後半からの計画的なグローバルエンジニア養成を目的としたモデル校を開発、検証していく必要がある。					
<b>行政サービス実施コストに与える影響</b> (改善に資する事項)	毎年の業務運営効率化により人件費、業務経費等の削減が見込まれるが、高等専門学校教育の更なる充実・高度化に必要な経費が発生することを考慮した場合、行政サービス実施コストに与える影響を現時点で改善見込額として具体的に示すのは困難である。					

## II. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表

法人名	国立高等専門学校機構		府省名	文部科学省		
事務及び事業名	管理運営に関する事項					
事務及び事業の概要 (主務省の政策体系における当該事務及び事業の位置付けを図式化した資料を添付)	<p>機構としての迅速かつ責任ある意思決定を実現するとともに、そのスケールメリットを生かし、戦略的かつ計画的な資源配分を行う。</p> <p>事務の電子化、アウトソーシング等により事務の合理化を進める。</p> <p>事務職員の資質の向上のため、国立大学法人などとの人事交流を積極的に行うとともに、必要な研修を計画的に実施する。</p>					
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円)		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度(要求)
※学校運営を行う基盤的経費があり、管理運営に関する事項に支出する経費を算出することが困難なため、全支出予算額や国からの財政支出額を計上している。	支出予算額	84,114	84,321	81,663	110,537	75,681
	国からの財政支出額	67,660	65,064	64,511	58,876	65,240
事務及び事業に係る職員数 (各年5月1日現在)	常勤	6,307人	6,302人	6,286人	6,303人	-
※基本的には全ての職員が関係する業務を行っているため、全教職員数を計上している。	非常勤	3,425人	3,471人	3,496人	3,712人	-
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>高専機構の特定重要事項について審議する委員会を、現状の課題に照らし合わせ、見直し・再編を検討する。</p> <p>一部業務の見直しを行い、外部委託の推進などを図ることで、教職員の繁忙多忙への対応を引き続き行う。</p> <p>現在検討中の共同調達（各高専における各種消耗品等やリース物品）の推進や一般管理業務のアウトソーシングの導入等により、さらなる業務運営の効率化に努める。</p>					
上記措置を講ずる理由	<p>教職員が高専教育の高度化に向けた本来の使命に一層傾注できるような環境を整備する必要がある。</p> <p>厳しい公的財政を踏まえつつ、高専教育の資源を利活用する共通基盤の整備を図り、教育の質保証とともに創造性豊かな高専教育の展開を図る必要がある。</p>					

<p>行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)</p>	<p>共同調達の推進や一般管理業務のアウトソーシングの導入等による業務運営の効率化により、費用の見直し・削減が見込まれるが、高等専門学校教育の更なる充実・高度化に必要な経費が発生することを考慮した場合、行政サービス実施コストに与える影響を現時点で改善見込額として具体的に示すのは困難である。</p>
---	---

### Ⅲ. 組織の見直しに係る当初案整理表

法人名	国立高等専門学校機構		府省名	文部科学省
見直し項目	法人形態の見直し	支部・事業所等の見直し	組織体制の整備	非公務員化
組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	該当なし	該当なし	理事長のリーダーシップを発揮できるよう本部の業務及び組織体制を改善し、ガバナンスを強化する。	該当なし
上記措置を講ずる理由			日本全体に 51 校の国立高専を設置しているスケールメリットをより活用するため、理事長のリーダーシップを強化する組織整備を行うことで全国的な波及効果をもたらす取組を促進する。	

IV. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る当初案整理表

法人名	国立高等専門学校機構		府省名	文部科学省
見直し項目	業務運営体制の整備	随意契約の見直し	給与水準の適正化	保有資産の見直し
<p>運営の効率化及び自律化の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)</p>	<p>全高専を通じた共通の教育基盤を構築するとともに、技科大等との連携を強化する。</p>	<p>契約監視委員会等による契約状況の点検見直しの定期的な実施などにより、実質的な競争性の確保がなされているか引き続き検証することとし、必要に応じ改善を求めていくなど、更なる徹底を図り、計画の達成に向けた取組を推進する。</p>	<p>引き続き適正な給与水準を維持する。</p>	<p>「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」にて指摘を受けた長野高専黒姫団地については、処分認可を受けた後、速やかに、譲渡に向けた契約手続を行ったところであるが、一般競争の公告を行ったが購入意思を示す者が現れなかったことから、売却に向けた新たな方策についても検討しつつ、重ねて一般競争の公告を行っているところである。今後も引き続き早期の売却に向け取組を進める。</p>
<p>上記措置を講ずる理由</p>	<p>情報通信白書(平成 25 年度版)「教育分野における ICT 利活用の推進」「ICT リテラシーの向上」にもある通り、早い段階から ICT に親しみ、情報活用能力を向上させ、新しい知的価値や文化的価値を創造できる社会を構築することは大変重要である。このため、技術者育成のために高専のすべての</p>	<p>「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成 21 年 11 月 17 日閣議決定)に基づき、本法人が策定する随意契約等見直し計画のもと、更なる透明性、公正性を確保した調達の徹底を図る。</p>	<p>独立行政法人が公的主体と位置付けられることや財政支出を受けていることも踏まえ、国民の理解を得られるラスパイレス指数の水準を維持する。</p>	<p>「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月閣議決定)に基づき、本法人が保有する資産の利用状況等の把握を定期的実施し、必要な見直しを図る。</p>

	<p>学生が修得すべき到達目標を設定したモデルコアカリキュラムに準拠した教育基盤を構築することにより、  ①質の高い教育の提供による学生の学びの転換、②共有教育コンテンツや教育サポートによるさらなる教育力や研究力の向上、③共有インフラ整備によるセキュリティ強化を図るとともに、一括調達を行うことでコスト縮減を図る。</p>			
--	---	--	--	--

法人名	国立高等専門学校機構		府省名	文部科学省
見直し項目	自己収入の増大	官民競争入札等の導入		
<p>運営の効率化及び自律化の見直しに係る具体的措置  (又は見直しの方向性)</p>	<p>産業界や地方公共団体との連携を強化し、共同研究・受託研究等を推進することにより、国立高専の持つ知的資源等の社会的活用を拡充するとともに、外部資金の獲得に努める。</p>	<p>該当なし</p>		
<p>上記措置を講ずる理由</p>	<p>「高等専門学校教育の充実について」(平成20年12月24日中央教育審議会答申)に基づき、引き続き共同研究等を積極的に推進することで、高専と地域社会との連携強化を図る。</p>			

政策体系における位置づけ(上位概念)

高等専門学校機構の事務及び事業の概要

高等専門学校教育の充実について(平成20年12月24日中央教育審議会答申)  
2. 高等専門学校教育の充実の方向性  
【具体的方策】  
(1)教育内容・方向等の充実  
(2)入学者の確保及び多様な学生への支援  
(3)大学編入学者増加への対応  
(4)教育基盤の強化  
(5)教育研究組織の充実  
(7)社会との関わりの強化



○教育に関する事項  
実験・実習・実技を通して早くから技術に触れさせ、技術に興味・関心を高めた学生に科学的知識を教え、さらに高い技術を理解させるという高等学校や大学とは異なる特色ある教育課程を通し、製造業を始めとする様々な分野において創造力ある技術者として将来活躍するための基礎となる知識と技術、さらには生涯にわたって学ぶ力を確実に身に付けさせることができるように、各高専の教育実施体制を整備する。

高等専門学校教育の充実について(平成20年12月24日中央教育審議会答申)  
2. 高等専門学校教育の充実の方向性  
【具体的方策】  
(1)教育内容・方向等の充実  
(5)教育研究組織の充実  
(7)社会との関わりの強化



○研究、社会との連携に関する事項  
教育内容を技術の進歩に即応させるとともに教員自らの創造性を高めるため、各高専における研究活動を活性化させる方策を講じる。  
国立高等専門学校の持つ知的資源を活用して、地域を中心とする産業界や地方公共団体との共同研究・受託研究への積極的な取り組みを促進するとともに、その成果の知的資産化に努める。  
各高専における共同研究などの成功事例を広く公開する。また、地域の生涯学習機関として公開講座を充実させる方策を講じる。

高等専門学校教育の充実について(平成20年12月24日中央教育審議会答申)  
2. 高等専門学校教育の充実の方向性  
【具体的方策】  
(4)教育基盤の強化  
(7)社会との関わりの強化



○国際交流等に関する事項  
安全面に十分な配慮をしつつ、教員や学生の国際交流への積極的な取り組みを推進する。また、留学生の受入れについては、「留学生30万人計画」の方針の下、留学生受入れ拠点を整備するなど、受入れの推進及び受入数の増大を図るとともに、留学生が我が国の歴史・文化・社会に触れる機会を組織的に提供する。

高等専門学校教育の充実について(平成20年12月24日中央教育審議会答申)  
2. 高等専門学校教育の充実の方向性  
【具体的方策】  
(4)教育基盤の強化  
(7)社会との関わりの強化



○管理運営に関する事項  
機構としての迅速かつ責任ある意思決定を実現するとともに、そのスケールメリットを生かし、戦略的かつ計画的な資源配分を行う。  
事務の電子化、アウトソーシング等により事務の合理化を進める。  
事務職員の資質の向上のため、国立大学法人などとの人事交流を積極的に行うとともに、必要な研修を計画的に実施する。

V 前回の「勧告の方向性」における主な指摘事項の措置状況(平成 25 年8月現在)

文部科学省所管(5法人)			
整理 番号	法人名 (注1)	「勧告の方向性」における主な指摘事項	措置状況 (①措置済み、②対応中、③未措置) (注2)
3	国立高等専門学校機構 (19)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国立高等専門学校の配置の在り方の見直し、専攻科の見直し</li> </ul>	<p>① 中央教育審議会の答申「高等専門学校教育の充実について」(平成 20 年 12 月 24 日)において、「高等専門学校はそれぞれの地域の高等教育機関として重要な役割を果たしており、今後地域のニーズに対応した教育研究活動を強化し、教育の質の一層の向上を図っていくためには、地域における 15 歳人口の動向、入学志願者の動向を踏まえた入学者の質の確保の必要性など地域の実情を十分考慮に入れつつ、必要に応じ、本科・専攻科の規模を含め、組織体制の整備・充実について検討していくべき」との指摘がなされた。</p> <p>この指摘を踏まえて、平成 21 年 10 月に 4 地区の 8 高専を高度化再編し、新しい高等専門学校(仙台高等専門学校、富山高等専門学校、香川高等専門学校、熊本高等専門学校)を設置し、現在は設置計画に基づいた実施を行っているところであり、平成 25 年度中にその成果の検証を行う予定である。</p> <p>中央教育審議会の答申「高等専門学校教育の充実について」(平成 20 年 12 月 24 日)において、技術科学大学や一般大</p>

			<p>学への編入学、専攻科の役割について整理し、明確化している。また、専攻科については「高等専門学校組織体制の見直しと合わせ、地域や各高等専門学校の実情に応じ、入学定員の拡充も含め、専攻科の整備・拡充を図っていくことが適当である」「専攻科の教育研究機能の充実を図るべきである」との指摘がなされた。この指摘も踏まえて、平成21年10月に4地区8高専の専攻科の高度化再編を行うとともに、平成21年4月からは、国立高等専門学校で唯一専攻科を設置していない沖縄工業高等専門学校に専攻科を設置した。</p>
		<p>● 外部資金の積極的な獲得</p>	<p>国立高等専門学校の持つ知的資源を活用して、地域を中心とする産業界や地方公共団体との共同研究・受託研究への積極的な取り組みを促進している。共同研究、受託研究等の促進に向けた各種取組により、平成16年度の法人化以降、外部資金の獲得は着実に成果を上げている。</p> <p>(参考)</p> <p>① 平成16年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共同研究：409件 287,556千円</li> <li>・受託研究：155件 412,742千円</li> </ul> <p>平成24年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共同研究：778件 266,043千円</li> <li>・受託研究：320件 601,549千円</li> </ul> <p>また、各高専の研究成果・技術成果を実用化に結びつける</p>

			<p>ため、特色ある研究成果を社会にアピールする場として、全国高専テクノフォーラムを実施したほか、各地区においても研究発表会を開催し、企業関係者を招いて高専と産業界との産学官連携について情報交換を行っている。</p> <p>その他には、機構本部・各高専がそれぞれ教員の研究分野・研究活動の成果を取りまとめたシーズ集やパンフレットを作成し、各種イベントを通じて企業等に配付しているほか、企業等とのマッチングイベントである新技術説明会の開催や、「イノベーション・ジャパン」等の産学連携イベントに参加・出展し、高専の研究成果の情報発信を図り、技術移転の推進並びに地域企業と連携する受託研究、共同研究の増加に努めている。</p>
		<p>● 事務職員の削減</p>	<p>各学校において、より効率的な管理運営体制を構築するため庶務課、会計課、学生課の 3 課体制を庶務課と会計課を総務課として統合し、総務課、学生課の 2 課体制とすることを決定し、平成 20 年 4 月をもって、全ての事務部において 2 課体制に移行したところである。</p> <p>① 本部事務局での業務の一元化については、平成 19 年度までに共済事務、人事給与業務について行ってきたところであるが、平成 20 年 4 月から全ての資金の支払い業務、学納金の収納業務、旅費業務についても一元化を行った。</p> <p>以上の取り組みなどにより、事務職員数は、平成 16 年度に</p>

				1,771 名であったのが、移行が完了した平成 20 年度には 1,628 名と 143 名減少した。
--	--	--	--	--

(注1)「法人名」欄における括弧書きの数字は、見直し実施年度を示す。

(注2)措置状況には、具体的措置内容や措置時期を記載する。未措置の場合には、その理由を記載する。



I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名		独立行政法人大学評価・学位授与機構			府省名	文部科学省	
沿革		平成 3.7 学位授与機構	平成 12.4 → 大学評価・学位授与機構	平成 16.4 → 独立行政法人大学評価・学位授与機構			
中期目標期間		第1期：平成16年4月～平成21年3月			第2期：平成21年4月～平成26年3月		
役員数及び職員数 (平成25年1月1日現在) ※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。		役員数(うち、監事の人数)			職員の実員数		
		法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数	常勤職員		非常勤職員
		5人(2人)	3人(0人)	2人(2人)	117人		21人
年度		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度(要)
国からの財政支出額の推移 (単位：百万円)	一般会計	1,858	1,755	1,484	1,371	1,195	1,416
	特別会計	0	0	0	0	0	0
	計	1,858	1,755	1,484	1,371	1,195	1,416
	うち運営費交付金	1,858	1,755	1,484	1,371	1,195	1,416
	うち施設整備費等補助金	0	0	0	0	0	0
	うちその他の補助金等	0	0	0	0	0	0
	うち政府出資金	0	0	0	0	0	0
支出予算額の推移 (単位：百万円)		2,131	1,960	1,642	1,588	1,591	1,915
利益剰余金(又は繰越欠損金)の推移 (単位：百万円)		0	0	0.0264	0		
発生要因 見直し内容		機構が学術総合センターに保有している資産(竹橋オフィス)の一部を他機関に供出したことに伴い、不要物品の売却(平成23年8月)が生じたため。					
		---					
運営費交付金債務残高 (単位：百万円)		171	358	426	474		
行政サービス実施コストの推移 (単位：百万円)		1,781	1,849	1,634	1,476	(見込み) 1,380	(見込み) 1,602
見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び改善見込み額		<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立大学法人評価の業務の効率化等による削減：△約71百万円</li> <li>・学位授与事業における認定専攻科修了者への学位授与の円滑化に係る削減：毎年度△約12百万円(ただし、移行期における一時的に必要となる経費：約12百万円)</li> </ul>					

<p style="text-align: center;"><b>中期目標の達成状況</b> <b>(業務運営の効率化に関する事項等)</b> <b>(平成24年度実績)</b></p>	<p><b>【業務運営の効率化に関する事項】</b></p> <p>○一般管理費（退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき3%以上の削減 →平成21年度11.1%削減 平成22年度0.4%増 平成23年度7.4%削減 平成24年度3.7%削減</p> <p>○その他の事業費（退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき1%以上の削減 →平成21年度8.8%削減 平成22年度4.5%削減 平成23年度9.5%削減 平成24年度15.9%削減</p>
--	---

## Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表

法人名	独立行政法人大学評価・学位授与機構			府省名	文部科学省	
事務及び事業名	国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究活動に関する評価					
<b>事務及び事業の概要</b> <small>(主務省の政策体系における当該事務及び事業の位置付けを図式化した資料を添付)</small>	<p>国立大学法人法第 35 条により準用される独立行政法人通則法第 34 条第 2 項に基づき、機構は、文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請を受け、国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「大学等」という。）の中期目標期間における業務実績のうち、教育研究の状況についての評価を実施する。</p> <p>教育研究の状況についての評価は、大学等の中期計画の実施状況に加えて、主要な教育研究組織ごとの現況について調査・分析を行い、これらの結果を勘案して、大学等の「教育研究等の質の向上」に係る中期目標の達成状況を評価する。</p> <p>なお、当該事業と認証評価をあわせて「評価事業」としている。</p>					
<b>事務及び事業に係る予算額</b> <small>(単位：百万円)</small>		22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度 (要求)
	支出予算額	286	137	132	122	118
	国からの財政支出額	284	136	131	121	118
<b>事務及び事業に係る職員数</b> <small>(毎年1月1日現在、ただし、25年度は4月1日現在)</small>	常勤	19.3 人	9.0 人	7.9 人	7.8 人	-
	非常勤	0.0 人	0.0 人	1.0 人	1.0 人	-
<b>事務及び事業の見直しに係る具体的措置</b> <small>(又は見直しの方向性)</small>	<p>大学等の負担軽減にも配慮し、評価実施スケジュール・プロセスや評価項目の集約等の見直しを行い、効率的かつ効果的に評価を実施する。</p>					
<b>上記措置を講ずる理由</b>	<p>国立大学法人法の規定に基づき、国立大学等に対し国が所要の財政措置を行うものであることを踏まえ、国立大学法人等の中期目標・中期計画の記載事項の達成状況を評価し、投じられた国費が有効・適切に使用されたかどうかを国として検証し、その結果を次期中期目標の内容や運営費交付金の算定に反映することを目的に実施するものが国立大学法人評価である。</p> <p>このうち、機構が行う国立大学教育研究評価は、中期目標期間における教育研究の状況について評価を行うものであり、全ての専門分野に対応して専門的な観点からきめ細かな評価を行う必要があるため、国立大学法人法第 35 条に基づき、文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請を受けて、実施しているものである。</p> <p>現行の法制度下では、機構は国立大学教育研究評価を実施する唯一の機関であり、国立大学法人評価の適切な実施のため、機構が当該事業を継続して実施する必要がある。</p> <p>なお、国立大学法人等の第 2 期中期目標期間（平成 22 年度から平成 27 年度、平成 28 年度に評価実施）におけ</p>					

る国立大学教育研究評価については、文部科学省国立大学法人評価委員会から、大学等の負担軽減のため、効率的に実施するよう要請を受けており、現在、第1期に実施した評価の検証結果等も踏まえ、評価スケジュール・プロセスや評価項目の集約等、効率的かつ効果的な評価の方策等を検討している。

また、国立大学法人評価については、文部科学省「大学改革実行プラン」（平成24年6月）において、国立大学法人の評価の在り方等、必要な制度改正の検討、提案を行うこと、「人材力強化のための教育改革プラン」（平成25年4月産業競争力会議文部科学大臣提出資料）及び「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」（平成25年6月閣議決定）においても、大学改革を支える基盤強化のため、国立大学法人評価委員会等の体制を強化し、国立大学改革の進捗状況をきめ細かくフォローすることが提言されている。

機構においても、これらの政府方針等を踏まえ、文部科学省国立大学法人評価委員会と連携をとりながら、機能の強化を行う必要がある。

#### 【廃止又は民営化した場合の問題点】

上述のとおり機構は法令に基づき国立大学教育研究評価を実施する唯一の機関であり、廃止した場合、評価を実施する機関が存在しなくなる。

また、当該事業の民営化については、民間認証評価機関から「評価結果は運営費交付金の算定に反映されるので、実施機関の負担が大きく、他機関の実施は容易ではない」等の諸課題が指摘されており、民営化は困難である。

#### 【他法人等への移管・一体的実施した場合の問題点】

上述のとおり他に教育研究評価を実施する主体がないことから、当該措置を講ずることは困難である。

#### 【他の事務及び事業との統合した場合の問題点】

（認証評価との統合について）

国立大学教育研究評価は、法人ごとに定められた中期目標の内容が達成されているか否かの観点から、各学部・研究科別の教育研究の状況の詳細な分析も踏まえて評価を行うものである。

一方、認証評価は、大学全体の総合的な状況について認証評価機関が定めた基準に適合しているか否かの観点から評価を行うものであり、それぞれ評価の対象や観点が根本的に異なるため、両者を統合することは困難である。

<p>行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)</p>	<p>以下は、国立大学法人等の第1期中期目標期間における教育研究評価に係る経費と、平成28年度に実施を予定している第2期中期目標期間における教育研究評価に係る経費について比較したもの。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 1期中期目標期間4年経過後に実施していた「暫定評価」の廃止に伴う評価作業効率化による削減： △約9百万円</li><li>② 大学現地への訪問調査に替え、機構が準備する場所でのヒアリングへの変更による削減：△約52百万円</li><li>③ 現況分析の提出資料の削減等の簡素化、効率化による削減：△約10百万円</li></ul>
---	--

法人名	独立行政法人大学評価・学位授与機構		府省名	文部科学省		
事務及び事業名	学位授与					
<b>事務及び事業の概要</b> (主務省の政策体系における当該事務及び事業の位置付けを図式化した資料を添付)	<p>【学校教育法第68条の2第4項第1号、学位規則第6条第1項関係】</p> <p>①短期大学、高等専門学校卒業後及び専修学校専門課程を修了した後、大学の科目等履修生制度等を利用して高等教育レベルの学修を行った者に対する修得単位の審査、学修成果・試験の審査及び学士の学位授与</p> <p>②短期大学及び高等専門学校の専攻科のうち、認定申出のあった専攻科の教育課程が大学教育に相当する水準にあるか、授業科目を担当する教員が大学の教員に相当する資格を有するかなどの審査及び認定並びにその後原則5年ごとに行う教育の実施状況等の審査及び適否の判定</p> <p>【学校教育法第68条の2第4項第2号、学位規則第6条第2項関係】</p> <p>③大学以外の教育施設（いわゆる省庁大学校）に置かれる課程のうち、認定申出のあった課程の教育課程、修了要件、教員組織、施設設備等がそれぞれ大学の学部、大学院の修士課程又は大学院の博士課程と同等の水準にあるかなどの審査及び認定並びにその後原則5年ごとに行う教育の実施状況等の審査及び適否の判定</p> <p>④大学以外の教育施設（いわゆる省庁大学校）に置かれる課程のうち、機構が認定した課程修了者に対する単位修得及び課程修了に係る証明に基づく審査、論文審査及び試験（口頭試問）の実施並びに学士、修士、博士の学位の授与</p>					
<b>事務及び事業に係る予算額</b> (単位：百万円)		<b>22年度</b>	<b>23年度</b>	<b>24年度</b>	<b>25年度</b>	<b>26年度(要求)</b>
	支出予算額	437	426	396	384	389
	国からの財政支出額	329	318	288	277	283
<b>事務及び事業に係る職員数</b> (毎年1月1日現在、ただし、25年度は4月1日現在)	常勤	19.4人	19.4人	19.4人	20.4人	-
	非常勤	6.8人	5.0人	6.0人	5.0人	-
<b>事務及び事業の見直しに係る具体的措置</b> (又は見直しの方向性)	<p>○認定専攻科修了者への学位授与の円滑化            平成23年1月31日中央教育審議会答申で示された高等専門学校等の専攻科における学修の成果に基づく円滑な学位の審査と授与を実施する。</p> <p>○大学中退者等の受け皿としての役割の充実            全国の大学、専修学校等への機構の学位授与事業の周知等により、大学中退者・専修学校専門課程修了者の学位取得の受け皿としての機能をより一層充実させる。</p> <p>○学位の国際通用性の確保            調査及び研究、質保証連携事業との連携を図りつつ、機構の学位の国際通用性を高め、学位取得の社会的意義の向上を図る。</p> <p>○事業の円滑かつ確実な実施</p>					

	<p>単位積み上げ型の学位取得希望者の多様な学修を適切に評価して学位授与を行うとともに、機構の学位が社会において適正に評価されるよう努める。</p> <p>また、省庁大学校の認定課程修了者に対する学位授与については、質を保証しつつ、引き続き、収支均衡により確実にやっていく。</p>
<p>上記措置を講ずる理由</p>	<p>機構の学位授与事業は、生涯学習体系への移行及び高等教育機関の多様な発展を図る観点から、高等教育段階の様々な学習の成果を適切に評価し、大学の学部卒業者、大学院の修了者と同等の学力を有すると認められる者に対して学位を授与する途を開くものであり、機構は我が国において大学と同等の学位を授与することができる唯一の機関である。社会が現に生涯学習体系へ移行している中で、申請者数は年間3,000人近く（うち認定専攻科修了見込み者2,200～2,300人）に上り、学位授与事業の重要性はますます増大していると考えられることから、今後も引き続き積極的な実施が必要である。</p> <p>一方で、近年の高等教育を取り巻く社会状況の変化にかんがみ、事業の実施にあたり以下のような措置を講じることとしている。</p> <p>○認定専攻科修了者への学位授与の円滑化  中央教育審議会答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」（平成23年1月31日）において、機構が認定した高等専門学校専攻科に所属する申請者について「専攻科における学修の成果に基づいて円滑な学位の審査と授与が行われるよう、運用の改善を図ることが望まれる」とされたことから、短期大学・高等専門学校の認定専攻科修了見込みの者に対する従来の審査方式に代わり、平成27年度の修了見込み者からの適用を目途に新たな審査方式による円滑で効率的な事業の実施を行う。</p> <p>○大学中退者等の受け皿としての役割の充実  機構に学位授与を申請する大学中退者は10年前と比較して、平成14年度の31人→平成24年度の55人となっており、今後も様々な事情により大学を中途退学せざるを得ない者の受け皿としての役割を充実させる。一方で、専修学校を修了して学位授与申請する者は10年前と比較して、平成14年度の233人→平成24年度406人と、増加しており、専修学校修了者の学位取得のための機会の提供も充実させていく必要がある。このため、機構の学位授与を知らないために利用に至っていない潜在的な需要に応えられるよう、全国の大学、専修学校等への周知、情報提供活動を強化する。</p> <p>○学位の国際通用性の確保  中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」（平成20年12月24日）に示されているように我が国の学位</p>

が保証する能力の水準・質や学位の国際通用性を担保する取組が課題とされている中で、大学と同等の学位を授与する機関として、厳格な審査の在り方を不断に見直し学位の質を担保するとともに、機構が行う調査及び研究、質保証連携事業と連携を図りつつ、国際通用性を高め、学位取得の社会的意義の向上を図る。

#### ○事業の円滑かつ確実な実施

学位授与事業の重要性から、20年間の実績を踏まえて事業の円滑かつ確実な実施を引き続き行っていくものとする。なお、省庁大学校課程修了者に対する学位授与については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）における「省庁大学校の課程修了者に対する学位授与については、国費を投入しない」との指摘に対応して、学位の質を保証しつつ、円滑な学位授与を行う。

#### 【廃止又は民営化した場合の問題点】

上記のとおり、機構の学位授与事業は生涯学習体系への移行及び高等教育機関の多様な発展を図る観点から重要な事業であり、学士の学位授与権を持たない高等教育機関の卒業者や省庁大学校の課程修了者に対し学位取得の途を開き、取得者の社会での活躍を支援する本事業は廃止すべきものではないと考える。

我が国では、生涯学習社会の実現に向けて多様な学習成果を適切に評価して学位を授与する途を開くため、学校教育法の改正により、大学以外で唯一学位授与権を持つ機関として学位授与機構（当時）を設置したものである。機構の学位授与事業は、その授与する学位の国内外での質や信用を担保するため、法令の定める要件に従い学位の授与を行うこととしたものであり、また国の政策の一環である当該事業の推進のためには、利益を求めることなく、申請者の費用負担にも考慮して事業を実施していく必要がある。仮に民間で当該事業を実施することになれば申請者に多大の負担を強いることが必然となり、当該事業の確実なる実施が危ぶまれることが想定される。

#### 【他法人等への移管・一体的実施した場合の問題点】

機構の学位授与事業は、学校教育法において定められた、大学と同等の学位を授与する唯一の機関として行っているものであることから、現行の法制下では他法人等への移管・一体的実施には適さないと考えられる。

#### 【他の事務及び事業との統合した場合の問題点】

機構が行う他の事務・事業とは、異なる法令に基づき異なる対象、異なる目的で実施しているものであり、類似するものではない。したがって他の事務及び事業との統合は考えていない。

<p>行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>○認定専攻科修了者への学位授与の円滑化（毎年度△約12百万円） ※ただし移行期における一時的に必要な経費：約12百万円</li><li>○事業の円滑かつ確実な実施<ul style="list-style-type: none"><li>・学位の質保証のための省庁大学校課程修了者（修士及び博士）に対する審査体制の強化（コスト増）</li></ul></li></ul>
---	---

法人名	独立行政法人大学評価・学位授与機構			府省名	文部科学省	
事務及び事業名	調査及び研究					
事務及び事業の概要 (主務省の政策体系における当該事務及び事業の位置付けを図式化した資料を添付)	<p>大学評価・学位授与機構の大きな2つの事業である大学評価及び学位授与に関する調査及び研究を実施する。具体的には、機構の研究組織である研究開発部を中心に大学等の教育研究活動等の状況についての評価、学位の授与を行うために必要な学習の成果に関する調査及び研究をそれぞれいくつかのプロジェクトに分け、中期目標・計画の期間内で、調査・研究の時期とその成果を事業に結びつけるための研究開発時期とし、計画的かつポイントを絞って実施しており、業務と連携した実質的な調査研究は機構の大学評価及び学位授与事業のみならず、我が国の高等教育の信頼性を確保するため重要な役割を果たしている。</p>					
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円)		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度(要求)
	支出予算額	466	453	490	421	409
	国からの財政支出額	465	451	488	420	407
事務及び事業に係る職員数 (毎年1月1日現在、ただし、25年度は4月1日現在)	常勤	19.0人	20.0人	19.0人	17.0人	-
	非常勤	1.0人	1.0人	2.0人	2.0人	-
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>大学評価に関する研究、学位に関する研究及び両者を融合した従来の調査研究に加え、新たに質保証連携についての調査研究を行い、大学評価、学位授与、及び質保証連携の各事業の継続的な展開のために、調査研究業務を一体的に実施する。質保証連携に関しては、大学等における内部質保証システムの構築・運営に資するべく、質保証参照文書の提示等、大学等と連携して事業の基盤となる調査研究を実施する。また、国内外の学生の移動に対する資格・学位の認証に関わる基礎的な研究を行い、大学等におけるグローバル人材育成を支援するための調査研究を行う。</p>					
上記措置を講ずる理由	<p>第2期中期計画期間においては、大学評価に関する研究、学位に関する研究を研究開発部を中心に各事業と連携を図り行ってきた。</p> <p>大学評価に係る調査研究業務は、変化し発展する大学を適切に評価するための評価手法の開発や、国際的な高等教育の質保証に関わる連携を担保するために諸外国や国際的な評価機関の動向把握などについての調査研究を行う必要がある。</p> <p>また、学位に係る調査研究業務は、高等教育段階の様々な教育機会における学習成果を評価して学位授与する途を開くため、我が国の高等教育政策の一環として、学校教育法の規定に基づき、大学以外で学位を授与する唯一の機関である機構が実施する学位授与事業の改善に活かすため必要なものである。また、それらに加え両者を融合した調査研究を展開し、我が国の高等教育の質の向上に資してきた。機構における調査研究の成果は我が国の高等教育界全体に還元されており、次期期間においては、これらをさらに発展させ、評価事業、学位授与事業、質保証連携事業の継続的な展開のために、各事業の基盤となる調査研究業務を一体的に実施する必要がある。</p>					

	<p><b>【廃止又は民営化した場合の問題点】</b>  機構における調査研究は、評価・学位・質保証連携の各事業の基盤となっており、調査研究業務を廃止すればこれら事業の推進上重大な支障を生じることとなるため、廃止することはできない。  また、その成果は高等教育界全体、ひいては社会全体にも及ぶものであるから、特定の個人や組織に対する行政サービスの反対給付として徴収する手数料等を財源とすることは適当でない。  また、調査研究業務については、それ自体で収益化が見込めるものではなく、民営化は困難である。</p> <p><b>【他法人等への移管・一体的実施した場合の問題点】</b>  評価・学位授与・質保証連携の各事業の基盤となっている調査研究業務のみを切り離して移管することは困難である。</p> <p><b>【他の事務及び事業との統合した場合の問題点】</b>  上述のとおり調査研究業務は、評価・学位授与・質保証連携の各事業の基盤となっているものであり、一体的に実施している。</p>
<p><b>行政サービス実施コストに与える影響  (改善に資する事項)</b></p>	<p>事業の効率化、合理化、経費の削減の観点から、業務内容を精査し、一層合理的かつ効果的な実施方法を工夫し、業務コストの改善の検討を行っている。</p>

法人名	独立行政法人大学評価・学位授与機構			府省名	文部科学省	
事務及び事業名	情報の収集・整理・提供、その他附帯する業務（評価文化の定着と評価人材育成、国際的な質保証に関する活動）					
<b>事務及び事業の概要</b> （主務省の政策体系における当該事務及び事業の位置付けを図式化した資料を添付）	<p>我が国の高等教育の質の向上に資するため、大学等の自己点検・評価結果等の評価情報や海外の質保証の動向等、国内外の質保証に関する情報を収集・整理し、シンポジウム等の開催により情報提供するとともに、インターネット等を活用し、広く一般に情報提供するほか、大学の教育情報の活用・公表のための大学及び大学団体等の共通的な情報基盤である「大学ポートレート（仮称）」の構築を支援している。</p> <p>また、科目等履修生制度の開設情報や短期大学・高等専門学校専攻科の一覧などを作成し、インターネット等を活用して情報提供を行っている。</p> <p>さらに、評価文化の定着と評価に携わる人材の育成に資するため、国内の評価機関等との連携・協力を進め、大学等の評価関係者等に対して研修等を実施するとともに、国際的な質保証ネットワークへの参画や海外の質保証機関等との連携・協力活動を行っている。</p>					
<b>事務及び事業に係る予算額</b> （単位：百万円）		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度（要求）
	支出予算額	385	289	218	203	449
	国からの財政支出額	384	288	217	202	447
<b>事務及び事業に係る職員数</b> （各年1月1日現在、ただし、25年度は4月1日現在）	常勤	13.3人	16.7人	17.7人	17.7人	-
	非常勤	3.0人	2.0人	3.0人	3.0人	-
<b>事務及び事業の見直しに係る具体的措置</b> （又は見直しの方向性）	<p>「大学ポートレート（仮称）」の運営、及びこれまでの国内外の質保証機関との連携・協力活動により情報の収集・整理・提供等を継続する。</p> <p>また、大学等における内部質保証システムの構築のための質保証参照情報を提供するとともに、大学等と連携して質保証に関わる人材育成、及び能力向上のためのプログラムを開発し、大学等における質保証を支援する。</p> <p>このことにより、我が国の高等教育の質保証及び国際通用性の向上に資するため、これらを一体に、「質保証連携事業」として実施し、機能を強化する。</p>					
<b>上記措置を講ずる理由</b>	<p>機構は、我が国の大学等の自己点検・評価結果等の評価情報、海外の高等教育の質保証システムの概要や最新動向等の情報、科目等履修生制度の開設大学の情報等、高等教育の質保証に関し、膨大な情報を収集・整理し、幅広く一般に提供している。</p> <p>また、機構は、民間認証評価機関と組織している認証評価機関連絡協議会において議長機関として主導的な役割を担うとともに、研修やフォーラムの実施を通じて我が国の評価関係者の育成を図っている。</p> <p>さらに、国際的な質保証ネットワークへの参画や海外の質保証機関等との連携・協力活動を通じて、海外の質保証動向の把握のみならず、我が国全体の質保証システムの国際的な信頼性の確保に努めている。</p> <p>これらは、機構が、評価・学位授与・質保証連携の各事業と、調査及び研究を一体的に実施していることによ</p>					

り可能となっているものであり、我が国に類似の事業を行っている主体はない。

また、当機構は、文部科学省「大学における教育情報の活用支援と公表の促進に関する中間まとめ」（平成 23 年 8 月 5 日）を受け、大学の教育情報の活用・公表のための大学及び大学団体等の共通的な情報基盤である「大学ポートレート（仮称）」の構築を支援しており、平成 26 年度からの稼働後は、運営を支援することとなる。「第 2 期教育振興基本計画」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）において、大学等の質の保証のため、「認証評価機関や大学団体等が参画した自律性の高い主体を設けて運営する『大学ポートレート（仮称）』の積極的な活用を促進する」と述べられている。「大学ポートレート（仮称）」は、文部科学省「大学設置認可の在り方の見直しに関する検討会（報告）」（平成 25 年 2 月）においても、「大学の質の向上のため、設置認可の見直しと併せて継続的に改善、充実を図っていくべき事項」に「学生や保護者の立場に立った情報公開の一層の促進」が挙げられていることにも対応する。

さらに、中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」（平成 20 年 12 月 24 日）及び同答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」（平成 24 年 8 月 28 日）においても述べられているとおり、大学教育の質の保証には大学が自ら内部質保証体制を構築すること、一連の改革サイクルが機能する全学的な教学マネジメントの確立を図ることが重要であることから、機構は、その構築に資する質保証参照情報を提供するとともに、大学等と連携し、人材育成や能力向上のためのプログラムを開発することにより、大学等を支援していく必要がある。

したがって、今後も機構が果たすべき役割を踏まえ、上記質保証連携事業の機能を強化する。

#### 【廃止又は民営化した場合の問題点】

上述のとおり我が国に類似の事業を行う主体はなく、高等教育の質保証に関する情報の一元的な収集・整理・提供については、個々の大学等が効率的かつ効果的に実施することは困難であり、大学連携の拠点としての当機構が、大学にとって有用な共通的情報を提供していく必要があるため、廃止は困難である。

また、当該事業については、直ちに収益化が見込めるものではなく、民営化は困難である。

#### 【他法人等への移管・一体的実施した場合の問題点】

上述のとおり類似の事業を実施する主体がないことから、当該措置を講ずることは困難である。

#### 【他の事務及び事業との統合した場合の問題点】

上述のとおり既に情報収集・整理・提供事業については、評価・学位授与・質保証連携の各事業、調査及び研究と一体的に実施している。

行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	なし
---------------------------------	----

法人名	独立行政法人大学評価・学位授与機構		府省名	文部科学省		
事務及び事業名	認証評価					
<b>事務及び事業の概要</b> (主務省の政策体系における当該事務及び事業の位置付けを図式化した資料を添付)	<p>学校教育法第 109 条、同法第 123 条等に基づき、国・公・私立大学（短期大学を含む。）及び高等専門学校は、その教育研究水準の向上に資するため、教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況に関し、7 年以内ごとに、文部科学大臣が認証する評価機関（認証評価機関）の実施する評価を受けることが義務付けられている。また、専門職大学院（法科大学院等）を置く大学は、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況に関し、5 年以内ごとに、認証評価機関の実施する評価を受けることが義務付けられている。</p> <p>機構は、大学等の教育研究活動等の状況について、大学関係者等の参画を得て、効果的な評価方法等を開発し、大学及び高等専門学校の評価を行う認証評価機関として文部科学大臣から認証を受け、評価を実施している。</p> <p>また、専門職大学院のうち、法科大学院の教育研究活動等の状況について、法科大学院関係者や法曹関係者等の参画を得て、効果的な評価方法等を開発し、法科大学院の評価を行う認証評価機関として文部科学大臣から認証を受け、評価を実施している。</p> <p>さらに、認証評価とは別に、機構が独自に行う第三者評価として、大学等の個性の伸長及び特色の明確化に役立てるため、大学機関別選択評価を実施している。</p> <p>なお、これら事業と、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況に関する評価をあわせて「評価事業」としている。</p>					
<b>事務及び事業に係る予算額</b> (単位：百万円)		<b>22 年度</b>	<b>23 年度</b>	<b>24 年度</b>	<b>25 年度</b>	<b>26 年度 (要求)</b>
	<b>支出予算額</b>	386	337	352	461	550
	<b>国からの財政支出額</b>	293	291	247	175	161
<b>事務及び事業に係る職員数</b> (毎年1月1日現在、ただし、25年度は4月1日現在)	常勤	24.4 人	16.4 人	20.4 人	31.5 人	-
	非常勤	0.0 人	0.0 人	0.0 人	0.0 人	-
<b>事務及び事業の見直しに係る具体的措置</b> (又は見直しの方向性)	<p>認証評価について、国際的動向や高等教育施策を踏まえた評価を通じて、高等教育の質保証に先導的役割を果たす。また、選択評価について、大学等の特徴的な機能に着目した評価手法を開発し実施することにより、大学等の個性の伸長に資する。</p>					
<b>上記措置を講ずる理由</b>	<p>大学の多様化やグローバル化が進む中、文部科学省「大学改革実行プラン」（平成 24 年 6 月 5 日）や中央教育審議会答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～」(平成 24 年 8 月 28 日) に述べられているとおり、内部質保証や学修成果を重視した評価、客観的な</p>					

指標の開発、機能別評価の導入等が求められている。

機構はこれまでも、研究開発部門の調査研究に基づき、大学等の特徴的な機能に着目した選択評価を開発・実施するなど、民間認証評価機関に先駆けて先進的・パイロット的な評価を実施しており、今後も、認証評価を含む高等教育の質保証において先導的役割を果たすことが期待されている。この点については、民間認証評価機関や大学団体からも、機構が認証評価事業から撤退することは、大学評価の発展や質保証の観点から問題が多く、当分の間、機構において引き続き認証評価を実施していくことが必要との意見が寄せられており、平成23年1月に発足した認証評価機関連絡協議会等を通じ、民間認証評価機関に調査研究の成果や知見を提供しているところである。

したがって、今後も機構が果たすべき役割を踏まえ、適切に業務を実施する。

#### 【廃止又は民営化した場合の問題点】

上述のとおり、民間認証評価機関等からも、機構が認証評価事業から撤退することは、大学評価の発展や質保証の観点から問題が多いとの意見が寄せられており、廃止することは困難である。

また、機構が果たしている先導的役割は、研究開発部門による調査及び研究に基づいて、評価基準や方法等の開発、実際の評価の実施、評価実施後の検証、検証を踏まえた評価の改善というPDCAサイクルを機能させることにより可能となっているものであり、調査及び研究と切り離して民営化することは困難である。

#### 【他法人等への移管・一体的実施した場合の問題点】

上述のとおり、機構の認証評価事業は、他の評価機関や大学から継続を要望されていること、高等専門学校にとっては唯一の評価機関であること、機構が担うべき先導的役割を果たすためには当該事業を調査及び研究と一体として実施する必要があること、我が国の認証評価の国際的通用性を確保するために、今後とも機構が質保証機関の代表として諸外国の質保証機関との連携・協力に取り組む必要があることから、当該措置を講ずることは困難である。

#### 【他の事務及び事業との統合した場合の問題点】

(国立大学教育研究評価との統合について)

認証評価は大学全体の総合的な状況について認証評価機関が定めた基準に適合しているか否かの観点から評価を行うものである。

一方、国立大学教育研究評価は、法人ごとに定められた中期目標の内容が達成されているか否かの観点から、

	各学部・研究科別の教育研究の状況の詳細な分析も踏まえて評価を行うものであり、それぞれ評価の対象や観点が根本的に異なるため、両者を統合することは困難である。
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	なし

### Ⅲ. 組織の見直しに係る当初案整理表

法人名	独立行政法人大学評価・学位授与機構		府省名	文部科学省
見直し項目	法人形態の見直し	支部・事業所等の見直し	組織体制の整備	非公務員化
組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	該当なし	該当なし	<p>本来業務の質を維持し、各事業における業務量の変化へ対応を行うことが必要不可欠であるため、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務量の増減等に対応して、毎年度、弾力的に人員配置を見直し</li> <li>・高等教育施策の動向を踏まえた戦略的・重点的調査研究の推進</li> </ul> <p>など、戦略的な組織編成、大学等と連携した組織体制を構築する。</p>	該当なし
上記措置を講ずる理由	—	—	<p>(第3期中期目標期間における主な業務量の増、減の要因)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学の申請件数に応じた認証評価の実施</li> <li>・国立大学法人等の第2期中期目標期間(平成22年度～平成27年度)における教育研究評価の実施(平成28年度)</li> <li>・「大学ポートレート(仮</li> </ul>	—

			<p>称)」の運営支援（平成 26 年度本格稼働予定）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定専攻科修了者への学位授与の円滑化に伴う業務のスリム化（平成 27 年度 10 月期～）</li> <li>・質保証人財育成の強化、国際連携の強化</li> <li>・評価事業、学位授与事業に加え、質保証連携事業の展開のための戦略的調査及び研究の展開</li> </ul>	
--	--	--	---	--

IV. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る当初案整理表

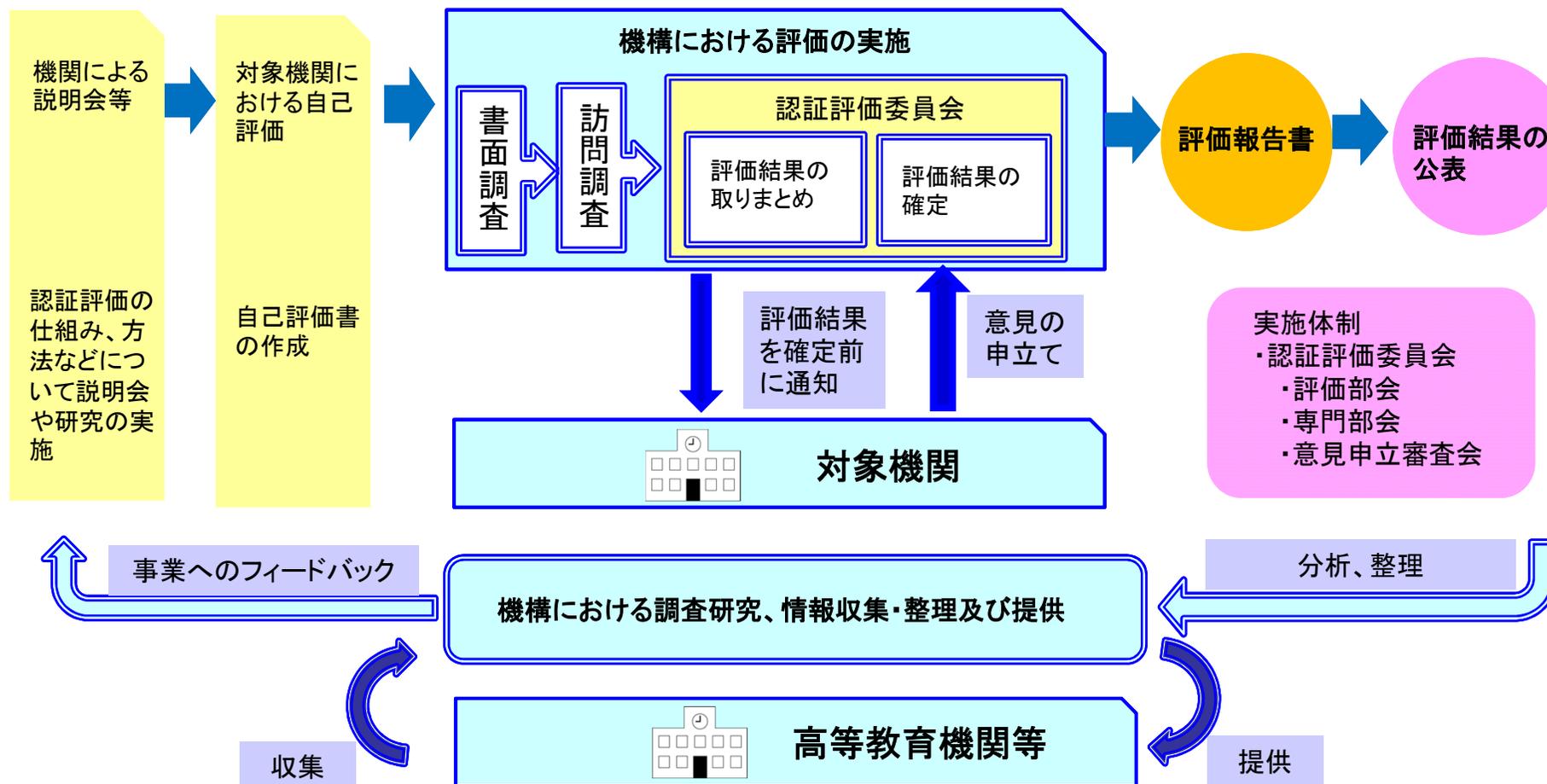
法人名			府省名	
見直し項目	業務運営体制の整備	随意契約の見直し	給与水準の適正化	保有資産の見直し
<p>運営の効率化及び自律化 の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)</p>	<p>該当なし</p>	<p>随意契約によることが真にやむを得ない場合を除き、原則、一般競争契約等によるものとする。</p> <p>(1) システムの調達やハードウェア等の保守契約にあつては、ハードウェアとソフトウェアの分離調達、オープンソースソフトウェアの活用等を促進する。</p> <p>(2) 物品等調達にあつては、製造元直販を除き、代替製品の調達が可能かどうかを精査し、仕様の見直しを行うなど、競争契約の拡大を図る。</p> <p>(3) 企画競争・公募を行う場合については、「公募・企画競争に係る手続等に関する標準マニュアル」に沿って、審査基準を事前にウェブサイトへ掲載するなど、競争性・透明性の確保に配慮する。</p>	<p>該当なし</p>	<p>(1) 保有資産のうち、小平第二住宅については、独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)において、「入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。」とされたところ。機構職員の大半が全国の国立大学等からの人事交流者であり、異動にあつてはその多くが転居を伴うことから、宿舎提供が必須となっている現状も踏まえ、当該資産の活用状況を適宜把握を行い、資産保有の有効性を確認するとともに、入居率の改善が見込まれない場合には、所要の措置を検討する。</p> <p>(2) 宿舎使用料については、宿舎の建設、維持管理等に係る費用に概ね見合う収入を得られる水準まで引き上げを行う、個別宿舎については、各法人ごとに決定するとされていることか</p>

				ら、同様に進められている国家公務員宿舎の見直しの動向を踏まえ、所要の検討を行う。
上記措置を講ずる理由	—	独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて(平成21年11月17日閣議決定)において、独立行政法人の契約においては、原則として一般競争入札等にとすることとされているが、競争性のない随意契約の見直しを更に徹底して行うとともに、一般競争入札等についても真に競争性が確保されているか、点検、見直しを求められたこと。	—	(1) 独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)において、資産の有効活用が求められたこと。 ○小平第二住宅について、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。 (2) 独立行政法人の職員宿舎の見直し計画(平成24年4月3日行政改革実行本部決定)において、宿舎使用料等については、国家公務員宿舎使用料の引上げ等も参考にしながら、今後決定することとされたこと。

# 認証評価

学校教育法第109条により国公立大学(短期大学を含む。)及び高等専門学校は、その教育研究水準の向上に資するため、教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況に関し、7年以内ごとに、文部科学大臣が認証する評価機関(認証評価機関)の実施する評価を受けることが義務付けられている。(専門職大学院については、教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況に関し、5年以内ごとに評価)

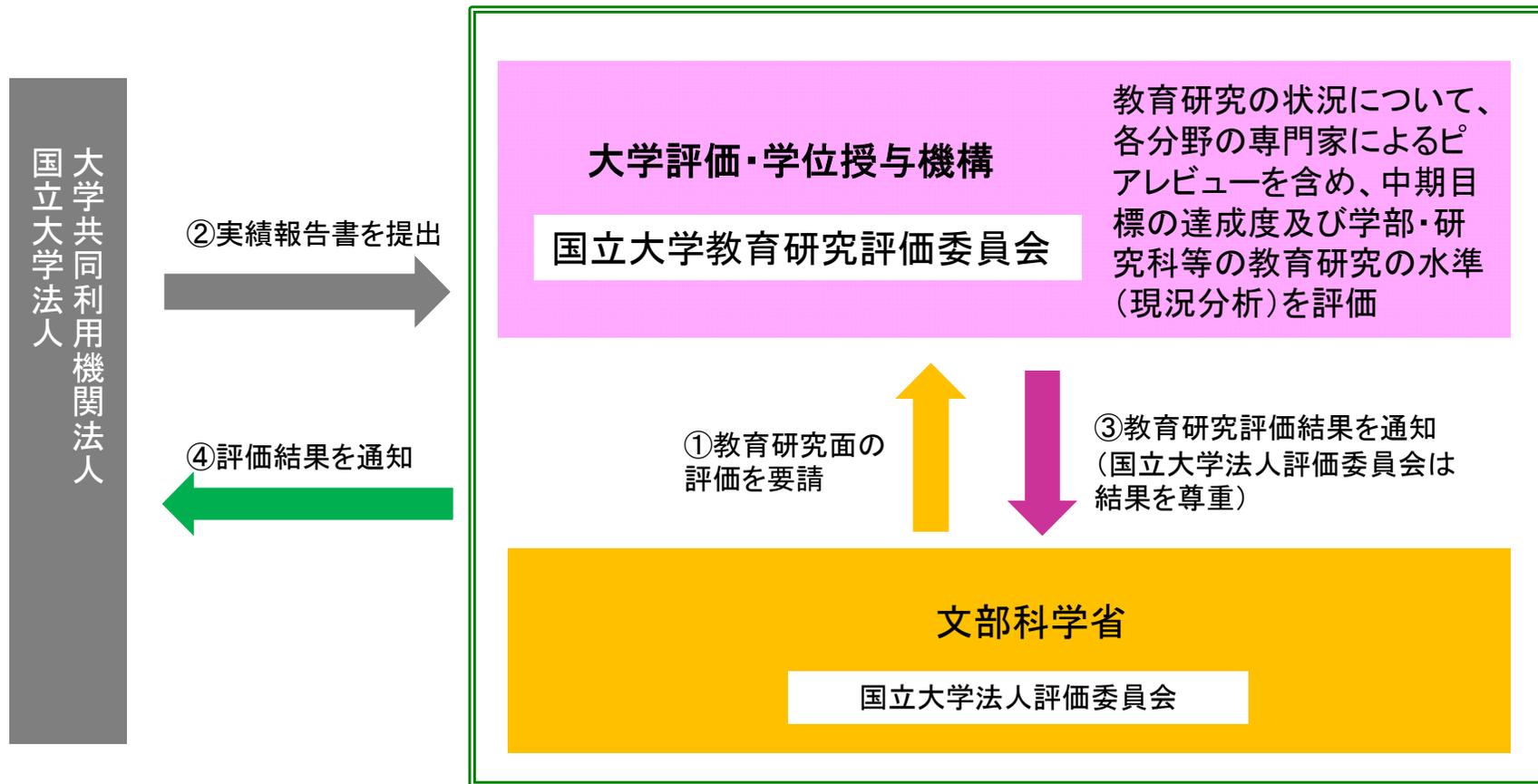
## 各認証評価のプロセス



# 国立大学法人評価

国立大学法人法第35条により準用される独立行政法人通則法第34条第2項に基づき、機構は、文部科学省の国立大学法人評価委員会からの要請を受け、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標期間における業務実績のうち、教育研究の状況についての評価を実施している。

## 中期目標期間評価のしくみ



# 学位授与

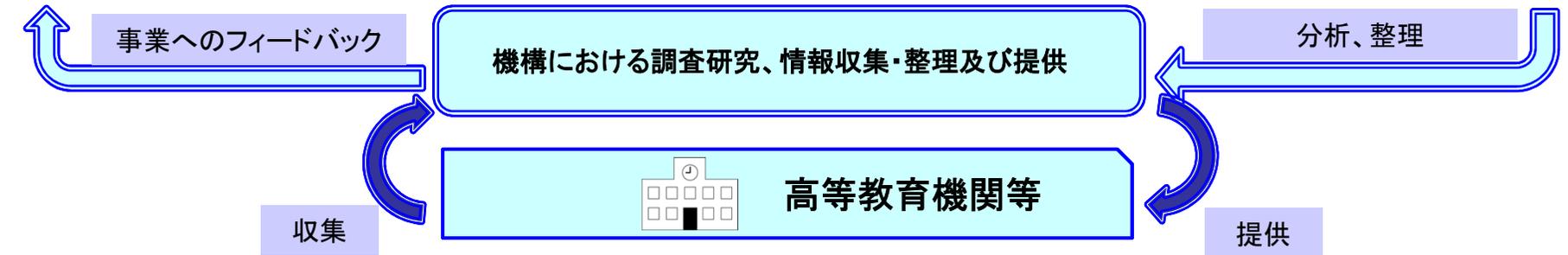
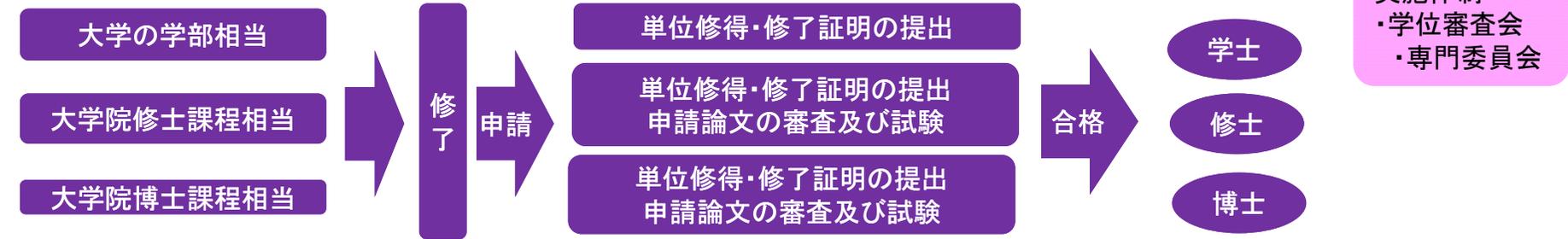
学校教育法第104条において、大学以外で学位を授与できる唯一の機関として位置付けられており、短期大学・高等専門学校卒業業者や専門学校・各省庁大学校修了者など、学位を授与することができない機関の卒業生・修了者を対象に、その学力水準を審査し、大学卒業生・大学院修了者と同等の学習を修め、かつ同等以上の学力を有すると認められた者に対して学位（学士、修士、博士）を授与している。

## 学位取得までの流れ

○短期大学・高等専門学校卒業業者等を対象とする単位積み上げ型の学位授与(学士)



○機構認定の教育施設(各省庁大学校)の課程修了者への学位授与(学士・修士・博士)



V 前回の「勧告の方向性」における主な指摘事項の措置状況(平成 25 年8月現在)

文部科学省所管(5法人)			
整理 番号	法人名 (注1)	「勧告の方向性」における主な指摘事項	措置状況 (①措置済み、②対応中、③未措置) (注2)
4	大学評価・学位 授与機構 (19)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 認証評価業務の順次廃止又は休止</li> </ul>	<p>「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)を踏まえ、関係者間で意見調整を図った結果、現状では直ちに民間の評価機関のみで評価の実施を行うのは困難であり、民間評価機関のみで適切に評価の実施がなされる環境の整備のため、本機構及び民間認証評価機関との連携・協力を行っていくことが必要との結論を得た。これを受けて、本機構及び民間認証評価機関からなる「認証評価機関連絡協議会」を平成 23 年 1 月に設置し、連携・協力を進めている。</p> <p>① 短期大学の認証評価事業については、平成 23 年度限りとした。</p> <p>平成 23 年度においては、民間認証評価機関の手数料に準ずるよう、大学機関別認証評価の評価手数料を引き上げた(大学：1 学部あたり 30 万円→35 万円、1 研究科あたり 20 万円→35 万円)。平成 24 年度においては、民間認証評価機関の会費を考慮した評価手数料引上げを行った(大学：基本費用 200 万円→360 万円、1 学部・1 研究科あたり 35 万円→63 万円、高等専門学校：基本費用 160 万円→240 万円、</p>

			<p>1 学科あたり 20 万円→30 万円)。</p> <p>平成 25 年度より、機関別認証評価事業に運営費交付金を計上せず、民間評価機関とのイコルフットィングを図った。</p>
	<p>● 認証評価及び国立大学法人評価(中期目標期間の評価)における教育研究評価業務の効率化等</p>	①	<p>これまでに、2 認証評価機関から大学評価・学位授与機構国立大学教育研究評価委員会の委員に就任した。その上で、いずれかの認証評価機関が実施した評価結果等の国立大学法人評価への具体の活用方法等について検討を進め、検討の結果、第 2 期中期目標期間評価の基本方針を定める「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第 2 期中期目標期間の教育研究の状況についての評価実施要項」に、認証評価において活用した資料やデータ等に加え、いずれかの認証評価機関が実施した評価結果も、実績報告書の根拠資料・データ等として活用することを盛り込んだ。</p>
	<p>● 学位授与業務の効率化による経費削減、手数料収入による運営</p>	①	<p>平成 20 年度より学位授与申請者に対して課すべき学位審査手数料の大幅な値上げを実施(学士: 22 千円→25 千円、修士: 27 千円→34 千円、博士: 60 千円→67 千円)。</p> <p>単位積み上げ型の学士の学位授与については、国として生涯学習を推進する観点から政策的に一定の国費投入を行っているが、国費負担の減少を図るべく、平成 20 年度から手数料の値上げを実施するとともに、審査業務の効率化に努め、国費の負担割合を平成 18 年度の 75%から平成 24 年度の 66%まで縮減してきたところである。</p>

			<p>「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)に基づき、省庁大学校の課程修了者に対する学位授与の経費については、事業の効率化を図り、収支均衡を実現し、平成 23 年度から国費を投入しない形での事業実施を開始。(H22 年度予算 39,631 千円(うち運営費交付金 7, 282 千円)→H23 年度予算 31,335 千円(うち運営費交付金 0 円)[対前年度比△8,296 千円(△20.9%)])</p>
		<p>● 調査研究業務の限定等</p>	<p>① 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)に基づき、平成 22 年度中に、更なる事業の効果的・効率的な実施に向けて対応を検討し、高等教育の質保証の観点から横断的・融合的な研究開発を推進し、その研究成果の事業への反映を図るため、平成 23 年度から「評価研究部」と「学位審査研究部」を統合し「研究開発部」に改組。</p> <p>機構の喫緊の研究課題に迅速かつ適切に対応するため、教員及び事務職員による協働組織として企画室を設置した。</p> <p>(関係する事業費の削減：平成 22 年度予算 47,572 千円→平成 23 年度予算 36,940 千円[対前年比△10,632 千円(△22.3%)]→ H24 年度予算 35,093 千円[対前年度比△1,847 千円、△5.0%→ H25 年度予算 34,591 千円[対前年度比△502 千円、△1.4%])</p>

(注1)「法人名」欄における括弧書きの数字は、見直し実施年度を示す。

(注2)措置状況には、具体的措置内容や措置時期を記載する。未措置の場合には、その理由を記載する。



I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名		国立大学財務・経営センター			府省名	文部科学省	
沿革		平成4. 7 国立学校財務センター → 平成16. 4 独立行政法人国立大学財務・経営センター					
中期目標期間		第1期：平成16年4月～20年度（18年度見直し） 第2期：平成21年度～25年度					
役員数及び職員数 (平成25年1月1日現在) ※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。		役員数（うち、監事の人数）			職員の実員数		
		法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数	常勤職員		非常勤職員
		2人（2人）	2人（0人）	2人（2人）	14	人	5人
年 度		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度(要)
国からの財政支出額の推移 (単位：百万円)	一般会計	482	455	393	337	294	303
	特別会計	-	-	-	-	-	-
	計	482	455	393	337	294	303
	うち運営費交付金	482	455	393	337	294	303
	うち施設整備費等補助金	0	0	0	0	0	0
	うちその他の補助金等	0	0	0	0	0	0
	うち政府出資金	0	0	0	0	0	0
支出予算額の推移 (単位：百万円)		170,857	159,176	163,918	158,507	158,790	157,100
	一般勘定	563	571	522	339	295	305
	施設整備勘定	170,294	158,606	163,395	158,155	158,495	156,795
利益剰余金（又は繰越欠損金）の推移		34,522	30,854	28,332	26,033		
	一般勘定	87	102	138	127		
	施設整備勘定	34,436	30,752	28,194	25,906		
(単位：百万円) 発生要因		<p>一般勘定における利益剰余金は、前中期目標期間繰越積立金と各期の当期未処分利益を合算したものである。当期未処分利益は、主に大学共同利用施設（CIC 東京、CIC 大阪、学術総合センター内講堂・会議室）の貸付料収入と管理運営に伴う支出の差額である。</p> <p>施設整備勘定における利益剰余金は、国立大学財務・経営センター法第15条第5項で定める積立金の残高である。この積立金は、旧国立学校特別会計から承継した剰余金、旧特定学校財産であり、毎年度、処分用資産の処分・賃貸収入及び国立大学法人からの財産処分納付金等の収入から、施設費交付事業等の支出を差し引き、損失が生じた場合にはこれを取崩し、利益が生じた場合にはこれに繰り入れている。</p>					

	<b>見直し内容</b>	<p>一般勘定については、H24 年度中に大学共同利用施設を売却したため、利益剰余金は発生しない見込みである。</p> <p>施設整備勘定については、国立大学財務・経営センター法第 15 条第 5 項で定める積立金であり、引き続き適切な事業の執行に努める。</p>					
<b>運営費交付金債務残高</b> (単位:百万円)		97	151	206	312		
<b>行政サービス実施コストの推移</b> (単位:百万円)		4,763	4,577	4,519	5,286	(見込み) 2,150	(見込み) 3,881
	<b>一般勘定</b>	867	893	1,961	2,999	347	343
	<b>施設整備勘定</b>	3,896	3,684	2,558	2,288	1,803	3,538
<b>見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び改善見込み額</b>		土地処分等に伴う交付財源の増					
<b>中期目標の達成状況 (業務運営の効率化に関する事項等) (平成 24 年度実績)</b>		<p>独立行政法人国立大学財務・経営センター 中期目標 (抄)</p> <p>4 運営費交付金を充当して行う業務について業務の質の向上を図りつつ、既存事業の見直し、効率化を進める。一般管理費(退職手当を除く。)について、中期目標の期間中、毎事業年度につき3%以上を削減するほか、その他の事業費(退職手当を除く。)について、中期目標の期間中、毎事業年度につき1%以上の業務の効率化を図る。</p> <p>また、受益者負担の範囲内で行われる大学共同利用施設の管理運営費等についても業務の効率化を図ることとし、その具体的成果について、引き続き毎年度公表することとする。</p> <p>(上記中期目標の達成状況)</p> <p>一般管理費・・・平成24年度 約7.7%削減          事業費・・・平成24年度 約13%削減          大学共同利用施設は平成24年5月までに全て売却した。</p>					

## Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表

法人名	国立大学財務・経営センター				府省名	文部科学省
事務及び事業名	施設費貸付事業、承継債務償還					
<b>事務及び事業の概要</b> <small>(主務省の政策体系における当該事務及び事業の位置付けを図式化した資料を添付)</small>	<p>○ 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金の貸付及び貸付金債権の回収を行う。</p> <p>○ 国立大学財務・経営センターが国から承継した国立学校特別会計の債務及び利息について、附属病院を有する国立大学法人から負担金をとりまとめ、償還を行う。</p>					
<b>事務及び事業に係る予算額</b> <small>(単位：百万円)</small>		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度(要求)
	<b>支出予算額</b>	151,006	157,686	152,455	152,816	151,132
	<b>国からの財政支出額</b>	0	0	0	0	0
<b>事務及び事業に係る職員数</b> <small>(各年1月1日現在、ただし、25年度は4月1日現在)</small>	常勤	4人	4人	4人	5人	-
	非常勤	1人	1人	1人	1人	-
<b>事務及び事業の見直しに係る具体的措置</b> <small>(又は見直しの方向性)</small>	<p>施設費貸付事業について、国立大学附属病院の収支状況等に即した審査基準を実施するとともにその体制整備を行い、国立大学附属病院としての公的使命・役割をフォローアップする。</p> <p>『平成24年度に実施された会計検査院の实地検査及び財務省理財局の实地監査における指摘』</p> <p>○会計検査院からの指摘(抜粋)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付事業については、貸付けの適否を十分に判断できる審査が実施できるよう、個々の附属病院や国立大学法人の収支状況等に即した適切な審査基準等を定めること</li> </ul> <p>○財務省理財局实地監査結果(抜粋)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・将来にわたって財政融資資金の償還確実性等を確保する観点から、現在行っている取り組みの精度を高める必要が認められるため、所要の検討・改善を求める。</li> </ul>					
<b>上記措置を講ずる理由</b>	<p>平成24年10月の会計検査院の实地監査において「貸付けの適否を十分に判断できる審査が実施できるよう、個々の附属病院や国立大学法人の収支状況等に即した適切な審査基準を定める」旨の意見表示があり、また、平成24年5月の財務省理財局における实地監査において「将来にわたって財政融資資金の償還確実性等を確保する観点から、現在行っている取り組みの精度を高める必要が認められるため、所要の検討・改善を求める。」旨の指摘を受けたことから、貸付事業実施に当たり、平成25年度に現行の規定による審査と並行して見直し後の審査基準による試行を実施することとし、平成26年度から新たな審査基準に基づく審査体制を充実させ、当該事業の取り組みの精度を高めるとともに、償還確実性等の確保に努める。</p> <p>また、全国的に配置されている国立大学附属病院の全てが、教育・研究・診療の今後の課題(メディカル・イノベーションへの一層貢献等)や新たなミッション(地域貢献・社会貢献、国際化)に対応し、地域医療におけ</p>					

	<p>る最後の砦機能しての医療の高度化や診療環境の改善等に資する施設・設備水準を満たすという公的使命・役割がある。</p> <p>センターは、長期・固定・低利で全国同一に資金調達が可能な財政融資資金を活用し、全ての国立大学附属病院を支援し、公的使命・役割をフォローアップすることで、国立大学附属病院のより一層の活性化及び発展に向けた支援を行う。</p> <p>(廃止等の検討)</p> <p>「施設費貸付事業」は、国立大学附属病院が、将来の医療を担う医師等医療従事者の教育・養成や、難治疾患の原因究明、新たな治療方法の開発、医療技術の初期導入への貢献等を通じて我が国の医療水準の向上に貢献するという公的な使命を有していることを踏まえ、「附属病院収入」による償還を前提に、長期低利の財政融資資金を活用した国立大学附属病院の施設整備を実現するものである。当該事業なくしては、国立大学附属病院の施設整備の充実は図れないものである。</p> <p>施設費貸付事業は、国立大学附属病院長会議、国立大学協会からも事業の存続を要請する旨の声明が出されており、文部科学省独立行政法人評価委員会からも当事業の成果や必要性が評価されている。</p>
<p>行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)</p>	<p>なし</p>

## Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表

<b>法人名</b>	国立大学財務・経営センター		<b>府省名</b>	文部科学省		
<b>事務及び事業名</b>	施設費交付事業、旧特定学校財産の管理処分					
<b>事務及び事業の概要</b> (主務省の政策体系における当該事務及び事業の位置付けを図式化した資料を添付)	<p>○ 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、国立大学の施設整備等に必要な資金の交付を行う。</p> <p>○ 施設費交付事業等の財源に充てるため、国立大学財務・経営センターが国から承継した旧特定学校財産の処分促進に努める。</p>					
<b>事務及び事業に係る予算額</b> (単位：百万円)		<b>22年度</b>	<b>23年度</b>	<b>24年度</b>	<b>25年度</b>	<b>26年度(要求)</b>
	<b>支出予算額</b>	7,600	5,710	5,700	5,679	5,663
	<b>国からの財政支出額</b>	0	0	0	0	0
<b>事務及び事業に係る職員数</b> (各年1月1日現在、ただし、25年度は4月1日現在)	常勤	3人	3人	2人	3人	-
	非常勤	0人	0人	1人	1人	-
<b>事務及び事業の見直しに係る具体的措置</b> (又は見直しの方向性)	<p>施設費交付事業について、<u>安定的な財源の確保</u>及び<u>資産規模や自己収入等の差異に影響されない支援の実施</u>に努める。</p> <p>『平成24年度に実施された会計検査院の实地検査における指摘』(抜粋)</p> <p>・交付事業については、同事業の趣旨に沿って限られた財源の有効活用が図れるよう、国立大学法人等の自己収入等の獲得額の格差等を考慮した営繕事業費の配分方法について、本省と協議しつつ検討するとともに、今後の財源の見込みについて十分に検討すること</p>					
<b>上記措置を講ずる理由</b>	<p>施設費交付事業は、毎年度、文部科学省の定める施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等の施設整備に必要な金額を交付するものである。</p> <p>施設費交付事業の財源は、国立大学法人等の財産処分収入の一部(原則1/2をセンターへ納付)、旧特定学校財産処分収入等により構成されており、今後の施設費交付事業の着実な実施のためには、これらの維持を図ることが必要である。</p> <p>会計検査院の实地監査においても「財源の有効活用が図れるよう、国立大学法人等の獲得額の格差等を考慮した営繕事業費の配分方法について、本省と協議しつつ検討するとともに、今後の財源見込みについて十分に検討すること」旨の意見表示があった。</p> <p>従前より、効果的・効率的な法人運営の推進に向けて、不断の見直し及び不必要とされた資産の処分に努められるよう、文部科学省から国立大学法人等に依頼しているところであるが、国立大学法人等の土地処分に関し引き</p>					

	<p>続き協力を要請するとともに、財源の維持について検討を進める。</p> <p>(廃止等の検討)</p> <p>「施設費交付事業」は、財源の多様化や安定的な整備の観点からも重要な位置付けであり、また土地処分収入の一部を施設費交付金として再配分することにより、国立大学間の著しい資産格差の縮小を可能とするもので、当該事業なくしては、国立大学の施設整備の充実は図れないものである。施設費交付事業は、国立大学協会からも事業の存続を要請する旨の声明が出されており、文部科学省独立行政法人評価委員会からも当事業の成果や必要性が評価されている。</p>
<p>行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)</p>	<p>土地処分等に伴う交付財源の増</p>

### Ⅲ. 組織の見直しに係る当初案整理表

法人名	独立行政法人国立大学財務・経営センター		府省名	文部科学省
見直し項目	法人形態の見直し	支部・事業所等の見直し	組織体制の整備	非公務員化
組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	なし  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           ※センターについては廃止し、その業務のうち当面継続されるものについては、統合後の法人(大学入試センター、大学評価・学位授与機構)に移管することとされた「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針(平成 24 年 1 月 20 日閣議決定)」は、「平成 25 年度予算編成の基本方針(平成 25 年 1 月 24 日閣議決定)」により、当面凍結された。         </div>	なし	○審査機能の充実 ・国立大学法人の収支実態に即した貸し付け審査を行うことにより、より適切で、大学や病院の教育研究の充実や機能強化に資するような審査が実施できる体制の整備 ・国立大学附属病院としての公的使命・役割の在り方を検証する体制の整備	なし
上記措置を講ずる理由	—	—	平成 24 年度に財務省理財局(財政融資資金本省資金融資先等実施監査)及び会計検査院(実地監査)において、施設費貸付事業について審査基準の見直しを求める指摘を受け、公的使命の確認を含めた新たな審査基準の策定を行ったところ。本審査基準の確実な実施を行うための審査体制の整備が必要となる。	—

#### IV. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る当初案整理表

法人名	独立行政法人国立大学財務・経営センター		府省名	文部科学省
見直し項目	業務運営体制の整備	随意契約の見直し	給与水準の適正化	保有資産の見直し
運営の効率化及び自律化の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	必要な事務・事業は確実に実施しつつ、更なる既存事業の徹底した見直し、効率化等により一般管理費を削減、業務の効率化を図る	なし	給与水準については、監事による監査等において厳格にチェックし、引き続き適正な水準を維持	なし
上記措置を講ずる理由	一層効率的な業務の実施を図りつつ、国立大学の教育研究環境の整備充実を図ることによって、国立大学における教育研究の振興に資する確実な支援の実施が必要	—	一層効率的な業務の実施を図りつつ、引き続き適正な水準の維持を図る	—

法人名	独立行政法人国立大学財務・経営センター		府省名	文部科学省
見直し項目	自己収入の増大	官民競争入札等の導入		
運営の効率化及び自律化 の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	なし	なし	—	—
上記措置を講ずる理由	—	—	—	—

## Ⅱ－１．施設費貸付事業について

### 概 要

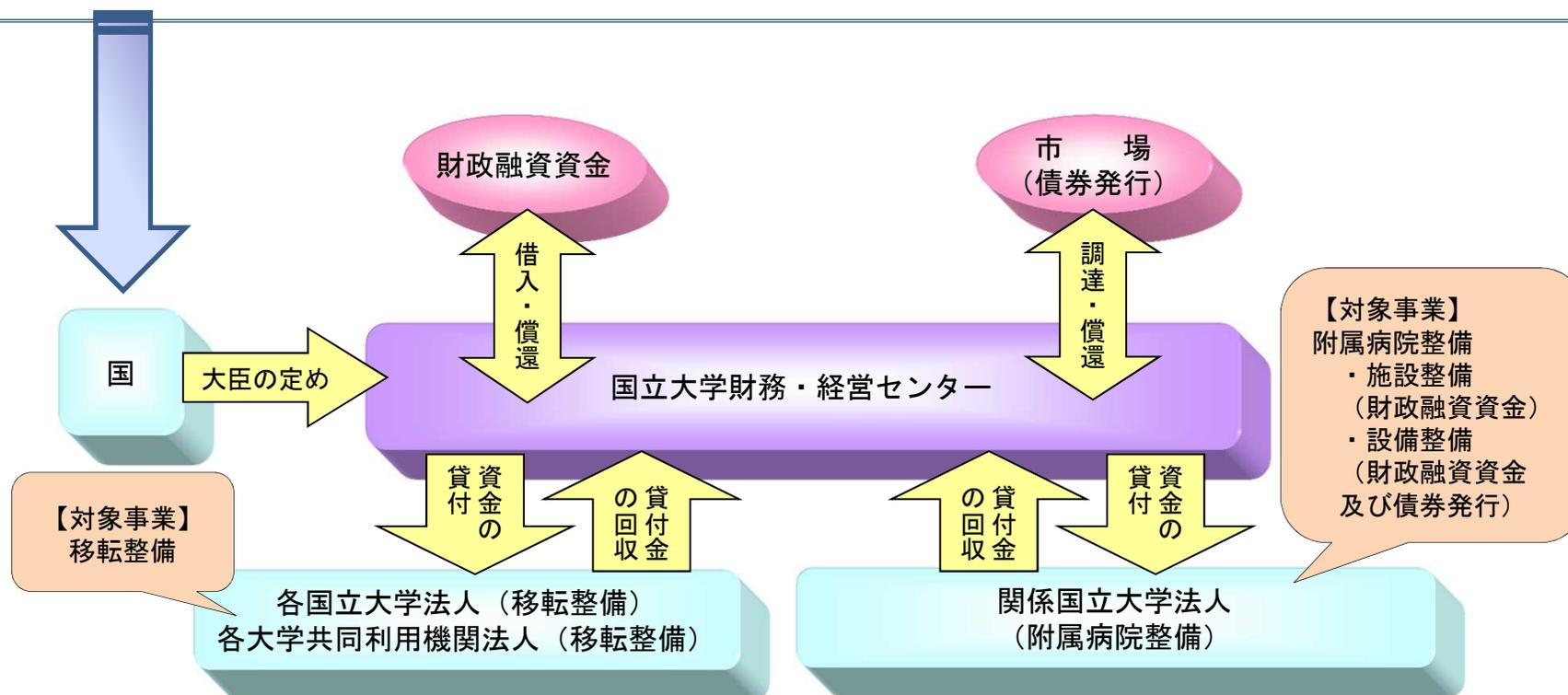
国立大学法人等を対象として、附属病院整備等に必要な資金の貸付けを実施。

なお、国の定める施設整備計画に従い整備を実施するため、貸付先は文部科学大臣が定める（当センターの行う施設費貸付事業は国の施設整備費補助金を補完するものであり、附属病院整備のうち施設整備については、総事業費の1割分を国が補助金として交付、9割分を当センターが貸付）。貸付事業の財源は、①財政融資資金からの借入金、②独立行政法人国立大学財務・経営センター債券の発行により調達した資金となっている。

### 第3次国立大学等施設整備5か年計画（平成23年8月26日文部科学大臣決定）（抄）

十分な機能をもった、質の高い、安全な教育研究環境の確保とその一層の高度化に向けて、本5か年計画を策定し、国立大学法人等の施設の計画的かつ重点的な整備を推進する。

大学附属病院については、最先端医療への対応や安全確保のために不可欠な施設整備、災害時の救命救急医療の拠点としての整備等を行い、安全で質の高い教育・研究・診療環境を確保する。



## Ⅱ－２．施設費交付事業について

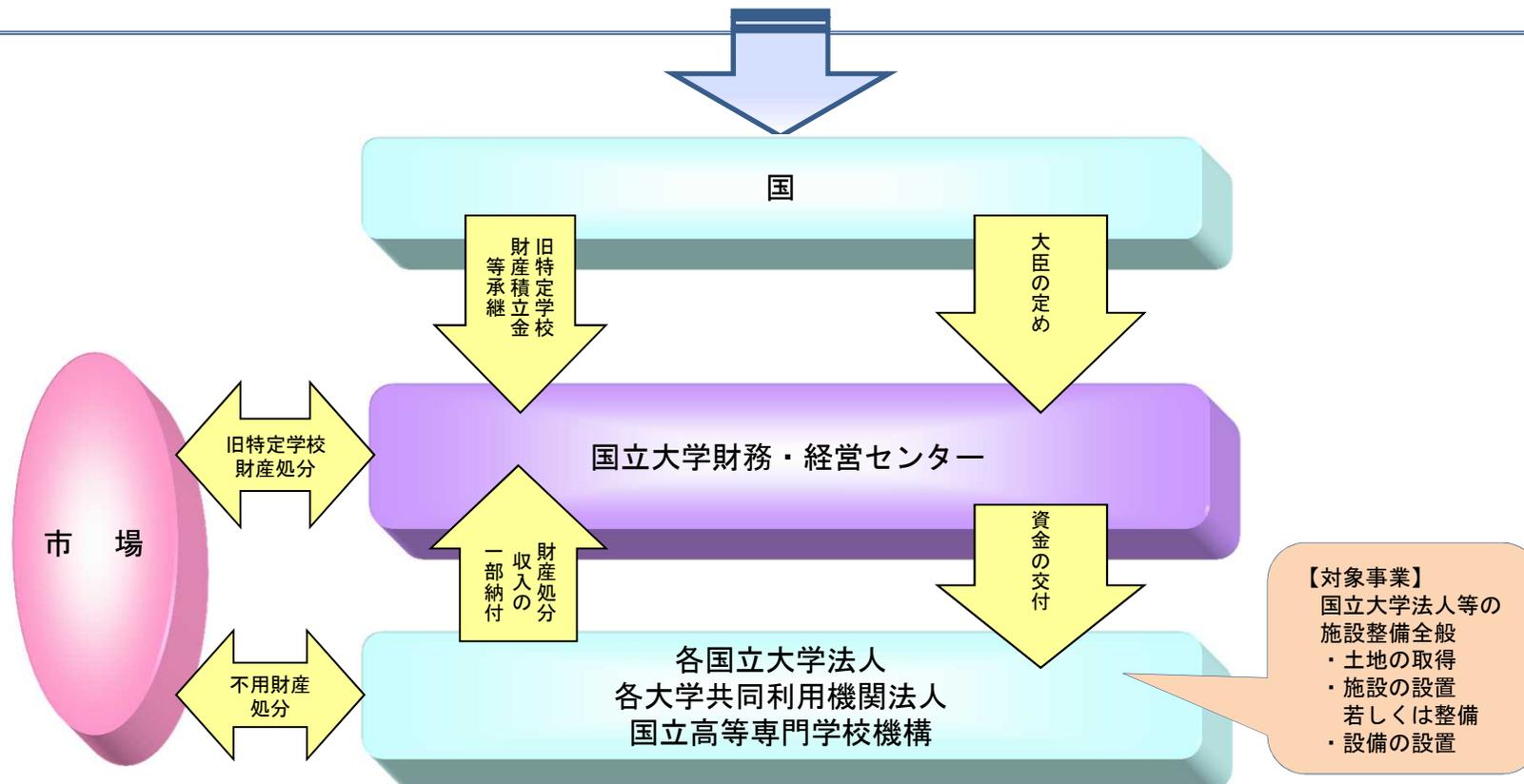
### 概 要

国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構を対象として、施設整備に必要な資金の交付を実施。  
なお、国の定める施設整備計画に従い整備を実施するため、交付先は文部科学大臣が定める（当センターの行う施設費交付事業は国の施設整備費補助金を補完するもの）。

交付事業の財源は、①廃止前の国立学校特別会計から承継した特定学校財産・積立金等の財産、②国立大学法人等の不用財産処分収入の一定割合、となっている。

### 第3次国立大学等施設整備5か年計画（平成23年8月26日文部科学大臣決定）（抄）

十分な機能をもった、質の高い、安全な教育研究環境の確保とその一層の高度化に向けて、本5か年計画を策定し、国立大学法人等の施設の計画的かつ重点的な整備を推進する。



## V 前回の「勧告の方向性」における主な指摘事項の措置状況(平成 25 年8月現在)

文部科学省所管(5法人)			
整理番号	法人名 (注1)	「勧告の方向性」における主な指摘事項	措置状況 (①措置済み、②対応中、③未措置) (注2)
5	国立大学財務・経営センター (18)	● 法人の機能を融資等業務に特化、他業務の廃止	① 平成 22 年度限りで「財産管理・処分・有効活用に関する協力・助言」業務及び「財務・経営の改善に資するための情報提供、協力・助言」業務を廃止、平成 23 年度限りで「高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査及び研究」業務を廃止し、現在は、融資等業務である「施設費貸付事業」「施設費交付事業」に特化している。
		● 施設費資金貸付に係る民間資金の活用等	① 国立大学法人等における病院 PFI 事業については、パイロットモデルとして筑波大学附属病院が平成 20 年度に業務契約締結を行ったところであり、その取り組みを進めている。また、平成 21 年度から小規模な設備の整備については、各国立大学法人が民間金融機関からの資金導入を活用できることとした。

(注1)「法人名」欄における括弧書きの数字は、見直し実施年度を示す。

(注2)措置状況には、具体的措置内容や措置時期を記載する。未措置の場合には、その理由を記載する。